

# 名張市障害者福祉計画 (第五次)

2020-2023



令和2年3月  
名張市



# 目次

<b>第1章 計画の基本的考え方</b>	1
<b>第2章 計画の策定手順</b>	5
<b>第3章 計画の基本分野と課題</b>	7
<b>第4章 分野・課題別の施策目標</b>	
1. 啓発と交流の促進	9
2. 福祉サービスの充実	15
3. 雇用・就労の充実	23
4. 育成・教育の充実	27
5. 生活環境の整備	31
6. 保健・医療の充実	37
7. スポーツ・文化芸術活動の充実	42
8. 推進基盤の整備	45
<b>資料編</b>	
1. 名張市障害福祉計画関連統計資料	49
2. 名張市障害者施策推進協議会委員名簿	56
3. 名張市自立支援協議会（名張市共生地域デザイン会議）委員名簿	57

# 第 1 章 計画の基本的考え方

## 1. 計画策定の趣旨

市町村の障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項において、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえた上で策定しなければならないと定められています。

国の第 4 次障害者基本計画は、2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度までの 5 年間を対象としています。この計画は、障害者基本法第 1 条に規定されているように、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

県においては、国の障害者基本計画並びに基本指針に即して障害者計画と障害福祉計画を組み合わせた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を 2018（平成 30）年度から 2020（令和 2）年度までの 3 年間の計画期間で、2018（平成 30）年 3 月に策定し、県の障害者施策の基本的方向を定めて、県が取り組むべき障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策等を明らかにしています。

本市では、2015（平成 27）年 3 月に、ライフステージのすべての段階において全人的復権を目指す「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も共に暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念として、『名張市地域福祉計画』を策定しました。また、すべての市民が共に支え合い、すべての市民が暮らしやすい地域社会を実現するために同年 3 月に『第四次名張市障害者福祉計画』を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。

一方で、関係法令も整備され、2011（平成 23）年の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。また、2012（平成 24）年には、障害者自立支援法を改正して障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定され、さらに、2013（平成 25）年には、改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。また、この間、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が制定されています。

本市においては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支

援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的とする『第5期名張市障害福祉計画（平成30～32年度）』を2018（平成30）年3月に策定しました。

こうした状況を踏まえながら、本市では障害者基本法に基づき、ここに「第五次名張市障害者福祉計画」を策定しました。

## 2. 計画の基本理念

本計画は、これまでの計画の理念を継承し、国や県の計画と整合性を図りながらライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も共に暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念としています。また、本計画では、人と人々が支え合う「福祉の理想郷」の実現を目指し、本市の風土や特色を生かした地域づくり、担い手づくりが図られ、障害者自らの決定に基づき自分らしく暮らせるよう、自助と共助と公助のバランスに配慮した支え合いの取組を目指しています。

## 3. 計画の基本目標

国の計画では、共生社会の実現に向け、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定め、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するとしています。

県の計画では、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、様々な施策を設定しています。

本計画では、前計画に引き続き、「新・理想郷プラン」第2次基本計画に基づく次の3つを基本目標として本施策を推進します。

- （1）人権尊重に根ざした障害者の主体性と自立性の確立を推進します。**
- （2）すべての市民が安心して平等に暮らせる地域社会づくりを目指します。**
- （3）市民全員の参加によるノーマライゼーションの実現に努めます。**

## 4. 計画の性格

本計画は、障害者基本法に定められている市町村の障害者計画に相当し、本市における今後の障害者施策の基本方向を示す総合計画です。

本計画における障害者とは、障害者基本法に規定されている障害者をいいます。2011（平成23）年8月改正の障害者基本法では、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。また、難病（特定疾患）患者等も含まれています。

## 5. 計画の期間

本計画の始期は2020（令和2）年度とし、終期は2023（令和5）年度の4か年とします。計画期間中に関連法案や諸情勢の変化等によって計画の内容等に影響が生じた場合には、計画の見直しを行います。

## 6. 計画の重点施策

障害者施策は、保健福祉や医療並びに就労や生活環境等、多種多様な支援機関によって実施されています。

本計画では、基本目標を達成するために「新・理想郷プラン」第2次基本計画に基づく次の3つの重点施策を推進します。

### （1）ライフステージに対応した総合的な施策の推進

障害者が、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期、高齢期への各ライフステージにおいて、適切な支援を受けられるよう、個々のニーズに応じた一貫した支援を図ります。

また、迅速かつ的確なサービスにつなげるため、異なる分野の支援の調整を行い、障害者のライフステージに対応した総合的な施策を推進します。

### （2）安心して暮らせる地域社会の構築

障害者が生活する上での課題が増大し多様化する中、公的なサービスのみで自立と社会参加を支えていくことが困難なことから、ノーマイゼーションの理念のもとに、市民と行政が互いの役割と責任を自覚し合いながら、協働型の社会の構築を目指します。

### (3) 自立を支援する就労体制の充実

障害者が、その能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域の障害福祉に関する機関による支援が進められ、また特別支援教育により、障害のある生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援も進められています。こうした福祉や教育の分野における動向を踏まえ、障害者の希望や能力に応じた雇用の場の創出を推進します。

また、障害のある人となない人が共に働ける環境づくりに取り組み、ふれあう楽しさと働く喜びの場の創出を推進します。

本市では2008（平成20）年度に農業分野への障害者の雇用及び就業を行うことを目的として、名張市障害者アグリ雇用推進協議会を設立しました。今後は、農業分野でも障害のある人となない人が共に働ける環境づくり、居場所づくりを進め、ふれあう楽しさと働く喜びの場を創出します。

#### ■施策の体系

分野・課題別の施策 重点施策	(1) ライフステージに対応した総合的な施策の推進	(2) 安心して暮らせる地域社会の構築	(3) 自立を支援する就労体制の充実
1. 啓発と交流の促進		◎	
2. 福祉サービスの充実	◎	◎	
3. 雇用・就労の充実	◎	◎	◎
4. 育成・教育の充実	◎		◎
5. 生活環境の整備		◎	
6. 保健・医療の充実	◎	◎	
7. スポーツ・文化芸術活動の充実	◎		
8. 推進基盤の整備	◎	◎	

## 第2章 計画の策定手順

### 1. 策定に当たり

第五次名張市障害者福祉計画を策定するに当たっては、「名張市障害者施策推進協議会」を中心に、国や県の計画、名張市障害者福祉計画策定に係る障害者福祉に関するアンケート調査（以下、「基礎調査という。」）結果等を踏まえ、本市の障害者施策の方針の検討と課題の抽出を行い、本計画を作成しました。その際に、既に施策を推進している名張市総合計画「新・理想郷プラン2016～2025」や「名張市地域福祉計画」、「健康なばり21計画」等との整合性や連携にも留意しました。

なお、用語については、法令で用いられているものを使用することを原則としました。

### 2. 基礎調査の実施

本計画を策定するに当たり、本市に在住している身体障害者・知的障害者・精神障害者の実態及び一般市民等も含めた意識を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に基礎調査を実施しました。

#### (1) 調査対象者

##### 1) 障害者手帳所持者及びその家族・介護者

- 各障害者手帳をお持ちの人（障害者本人用アンケート）
- 障害者のご家族または介護者（障害者家族用アンケート）

##### 2) 一般市民

- 無作為抽出による一般市民（一般用アンケート）
  - ・居住地を15地区に区分  
（名張、鴻之台・希央台、蔵持、薦原、美旗、比奈知、錦生、赤目、箕曲、国津、桔梗が丘、つつじが丘、すずらん台、梅が丘、百合が丘）
  - ・年齢を8段階に区分  
（20歳未満、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70～79歳、80歳以上）
  - ・各地域の各年齢段階における男女比により調査対象者数を算定し、居住地と年齢と性別の3要因から抽出



### 3) 小学生・中学生・高校生

- 市内の小学5年生（小学生用アンケート）
- 市内の中学2年生（中学生用アンケート）
- 市内の高校2年生（高校生用アンケート）

※いずれも2018（平成30）年4月1日現在

### (2) 調査期間

2018（平成30）年11月、12月

### (3) 調査方法

郵送等による調査表の配布・回収

### (4) 配布回収数

	配布数 (a)	有効回収数 (b)	回収率 =(b) ÷ (a)
障害者本人用アンケート	750	424 (男性209名、女性211名、不明4名)	56.5%
障害者家族用アンケート	750	386 (男性201名、女性173名、不明12名)	51.5%
一般用アンケート	2,030	1,014 (男性442名、女性570名、不明2名)	50.0%
小学生用アンケート	663	633	95.5%
中学生用アンケート	643	591	91.9%
高校生用アンケート	505	490	97.0%

### (5) 基礎調査結果の活用

基礎調査の結果については、本計画の分野別に「基礎調査結果」として掲載し、内容を「施策の目標」に反映しました。

また、基礎調査結果につきましては、本市のホームページにも掲載します。

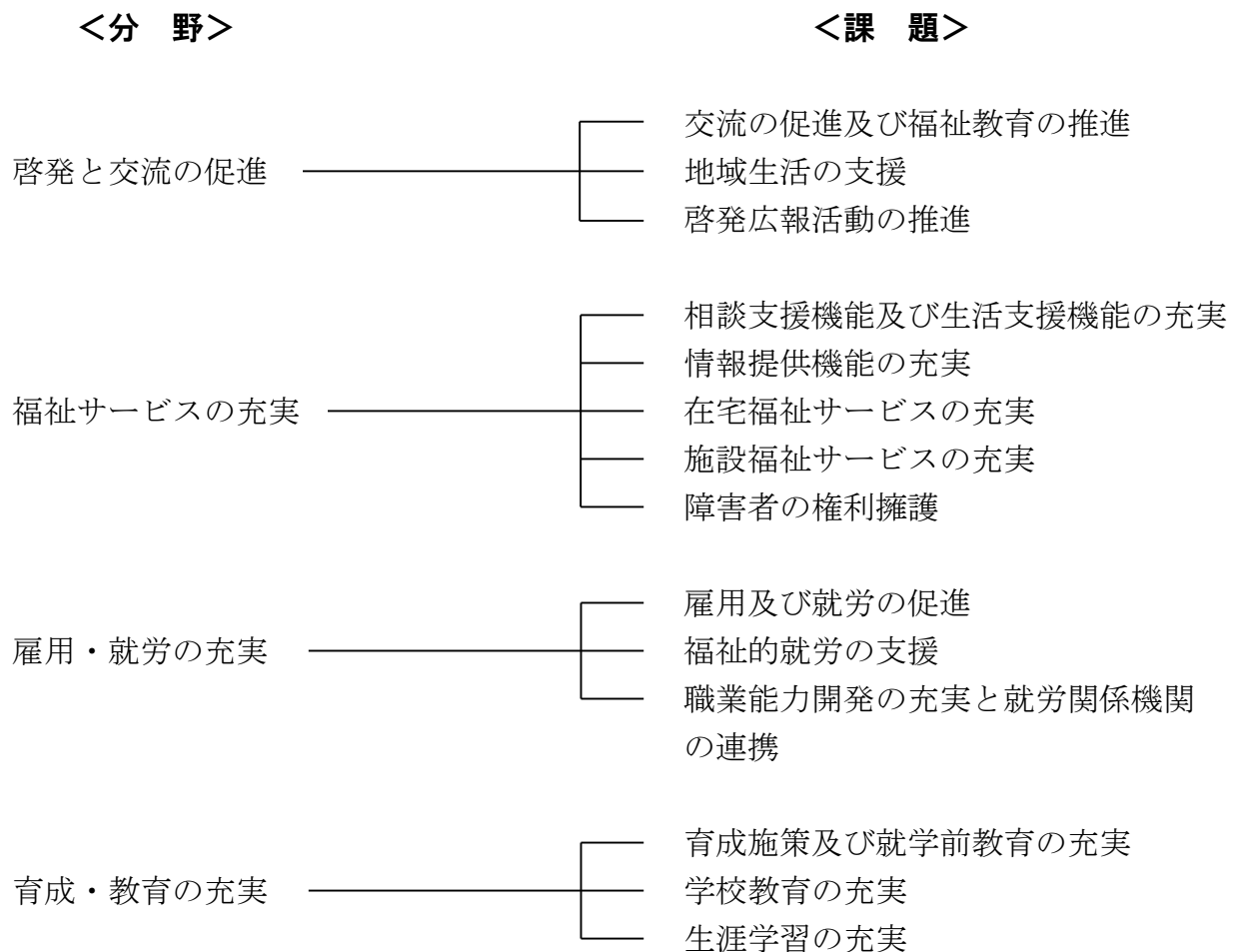
## 第3章 計画の基本分野と課題

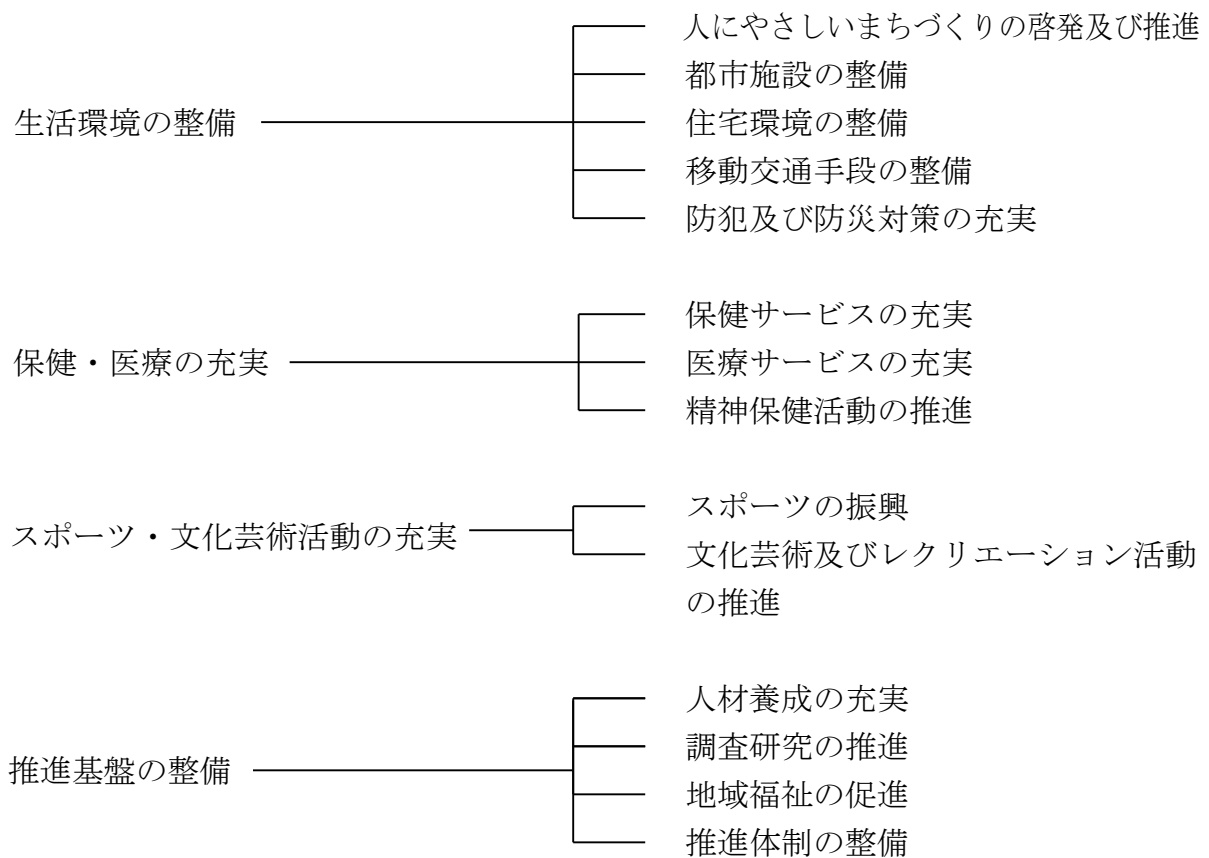
### 1. 計画の基本分野

第1章で述べた基本的考え方を踏まえて、本計画における基本分野を、国や県の計画を参考にし、前計画に引き続き「啓発と交流の促進」、「福祉サービスの充実」、「雇用・就労の充実」、「育成・教育の充実」、「生活環境の整備」、「保健・医療の充実」、「スポーツ・文化芸術活動の充実」、「推進基盤の整備」の8分野とします。

これらの各分野についての課題に対し、新たな目標を加えながら施策目標を明らかにします。

### 2. 分野別の課題

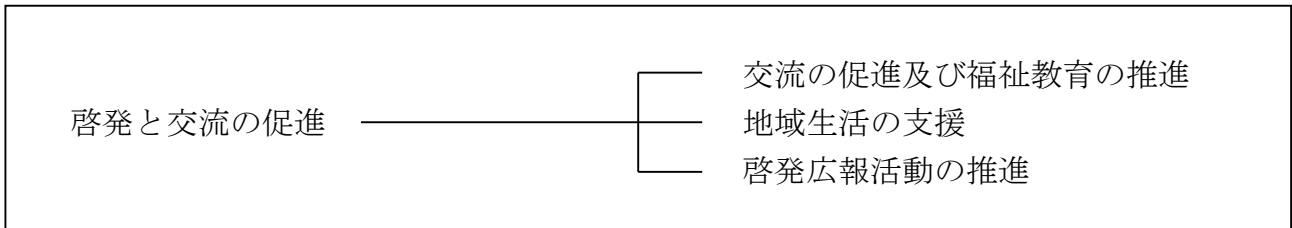




## 第4章 分野・課題別の施策目標

### 1. 啓発と交流の促進

誰もが互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域での支え合いの仕組みを構築する地域共生社会の実現に向けて、正しい障害者理解を深める必要があります。本分野では、啓発や交流等に係る取組を推進します。



#### (1) 現状と課題

前計画で、この分野の主要な課題は、次の4つでした。

- ・ 交流の促進
- ・ 地域生活の支援
- ・ 福祉教育の推進
- ・ 啓発広報活動の推進

#### 1) 現状

##### ①交流の促進

- 本市の15の地域づくり組織では、住民が主体になって各地域で民生委員・児童委員や地域づくり組織、ボランティアなど多くの人や団体の協力のもと、身近な地域で高齢者サロンや子育て広場などの「地域ささえあい」の活動が展開されています。
- 名張市老人福祉センターふれあいやとれたて名張交流館では、福祉施設等で作った野菜やお菓子、工芸品等を販売し、障害者と市民の交流を図っています。
- 各障害福祉サービス事業所では、事業所で作った野菜やお菓子等の販売を行うほか、機関紙の発行、イベント等の開催により、障害者と市民の交流の場を提供しています。
- 市内の障害者団体は、名張市身体障害者互助会、名張市聴覚障害者協会、名張市視覚障害者協会、特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会、名張市精神障害者家族会なばるの会があり、親睦をはじめ、情報交換等の交流等の活動を行っていますが、会員数は減少傾向にあります。

##### ②地域生活の支援

- 各地域では「地域ささえあい」として、高齢者や障害者等の見守りが必要な人の状態に応じて、地域の民生委員・児童委員や地域関係者、まちの保健室等が連携して

見守り支援を実施しています。

また、公的サービスでは対応できないような生活課題について、有償ボランティア組織によるサービスの提供を行う地域は、15の地域づくり組織のうち10地域(うち、移動支援は6地域)で実施され、買い物、庭の剪定等の家事支援や移動支援のサービスが提供されています。サロン事業や配食ボランティアについても各地域で活発に取り組まれています。

- 「地域あんしんねっと」は、災害時等に備え、地域における要援護者の安否確認と避難支援を想定した、日ごろからの支援ネットワークの仕組みです。地域づくり組織、民生委員・児童委員等が中心となり、援助が必要とされる人が地域のどこにどのように暮らしているのかを把握しています。
- 複合的な生活課題を抱えた相談に関しては、「地域ささえあい」による見守りや地域の身近な相談窓口である「まちの保健室」の機能を生かしながら、高齢・障害・児童・困窮・教育のそれぞれの窓口で分野を超えた適切な連携支援を行えるよう包括的相談支援体制を構築することで課題解決を図っています(地域福祉教育総合支援ネットワーク)。

### ③福祉教育の推進

- 市内の保育所(園)・認定子ども園及び幼稚園や、学校等で障害者や障害児との交流、人権作文コンクール等、障害や人権への理解と認識を深める福祉教育を実施しています。また、生涯学習として福祉に関する講座の充実や障害の理解を深めるための講演会等を開催しています。
- 2009(平成21)年度から、聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される「手話奉仕員」の養成講座を開催し、研修等を行っています。
- 2009(平成21)年に、市民活動支援センターと男女共同参画センター、人権センターの3つのセンター機能を併せ持つ「名張市市民情報交流センター」を整備し、様々な活動の場として活用しています。
- 名張市社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、福祉に関する講座の開催や教材の貸出しを行っています。2014(平成26)年には、イオン名張店に「福祉まちづくりセンター」を開設し、ボランティアに関する情報発信、人材育成、交流、実践の場の提供を行っています。
- 市職員には、年間5日のボランティア休暇を導入し、地域福祉を推進しています。
- 2016(平成28)年、「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」の施行に合わせ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を作成し、市職員が適切な対応を行うため学校教職員や市職員の研修を継続して実施しています。

### ④啓発広報活動の推進

- 2016(平成28)年、名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例の施行に合わせ、同年に名張市障害者施策推進協議会規則を施行し、名張

市障害者施策推進協議会に障害の当事者が参加し、当事者等の意見が反映できる会議の開催に努めています。

- 本市と各関係団体で構成する名張市共生地域デザイン会議（自立支援協議会）が共催し、障害及び障害者への理解を深めるために市民を対象とした「障害のある人もない人も地域でともに暮らす」講演会等を実施しています。
- 障害者に対する理解を求めるとともに、雇用の場の拡大を図るため企業等を訪問し啓発を行っています。
- 障害者手帳を取得された人等に、障害者福祉ガイドブック等を利用し、福祉サービスについての手続や制度の説明を行っています。また、身体に障害のある人や要介護高齢者等に対する公共施設や商業施設などに設けられている「おもいやり駐車場」の活用啓発、利用証の交付を行っています。
- 市の障害者雇用に当たっては、人事担当職員をはじめ、配属先の職員が各障害及びその就労状況について理解を深めるための研修を実施しています。

## 2) 基礎調査結果

### ①交流の促進及び福祉教育の推進

#### ・ボランティア活動等の振興（ボランティア活動の参加の有無）

- 「ボランティア活動に参加しているか」どうか一般市民に聞いたところ、「参加したことがある」は16.0%、「参加したことがない」は83.5%でした。  
「参加したことがない理由」については、「特に理由がない」が31.9%が最も多く、「学校や仕事、家事で忙しい」が25.5%、「活動内容や参加の方法がわからないから」が21.6%、「興味や関心がないから」が6.6%となっています。
- 小学生に聞いたところ、「参加したことがある」は13.7%、「参加したことがない」は85.6%でした。  
「参加したことがない理由」については、「活動内容や参加の方法がわからないから」が43.0%と最も多い回答で、「興味や関心がないから」が20.1%、「その他」が17.9%、「学校や勉強で忙しいから」が16.2%となっています。
- 中学生に聞いたところ、「参加したことがある」は11.5%、「参加したことがない」は88.0%でした。  
「参加したことがない理由」については、「特に理由がない」が46.0%と最も多く、「活動内容や参加の方法がわからないから」が21.3%、「学校や勉強で忙しいから」が10.2%、「無回答」が9.2%となっています。
- 高校生に聞いたところ、「参加したことがある」は12.4%、「参加したことがない」は87.1%でした。  
「参加したことがない理由」については、「特に理由がない」が48.9%と最も多く、「活動内容や参加の方法がわからないから」が16.9%、「学校や勉強で忙しいから」が11.2%、「無回答」が11.2%となっています。
- 小学生では「活動内容や参加方法がわからない」が半数近くを占め、他の年齢層でも20%を越えるなど高い割合となっています。

○一般市民の自由記載でも、「ボランティア活動の内容や参加の方法をもう少し具体的に教えてほしい」という意見があり、どのように啓発していくかが課題です。

#### ・ボランティア活動等の振興（今後してみたいボランティア）

- 小中高校生や一般市民に「これから一番してみたいボランティア」について聞いたところ、「手話や要約筆記」と答えた人が小学生で15.8%、中学生で17.1%、高校生で12.7%、一般市民で5.2%となっており、小中高校生を中心に関心が高いことがわかります。
- 自由記載では、介護者から「手話教室等を無料で開いてほしい」、一般市民から「手話を学びたいと思っているが、なかなか機会がないため、気軽に参加できる場がほしい」という意見があります。

### ②地域生活の支援

#### ・地域生活の促進（障害者本人の地域活動への参加について）

- 「地域活動の参加状況」を障害者本人に聞いたところ、障害者全体では「いつも参加している」と答えた人が5.0%、「時々参加している」が36.6%、「参加したことがない」が48.6%となっています。なお、参加していない理由は障害や年齢によって異なる傾向があります。
- 身体障害者では、若い頃は「仕事が忙しく時間がない」「何があるかわからず介護者に負担」等の理由が散見されますが、高齢になるにつれて「体調不良」「歩行困難」「興味がわからない」等の理由が増えてきます。
- 知的障害者では、それらに加え「興味が無い」「大勢の集まりが苦手」「外出したくない」といった理由が加わります。
- 精神障害者では「他人との交流が苦手」「人が怖い」「緊張する」といった他人とのコミュニケーションの理由を挙げている意見が多くありました。

#### ・地域生活の促進（どのような活動に参加しているか）

- 「参加している地域活動（複数回答）」について障害者本人に聞いたところ、「地域の行事やお祭り」と答えた人が75.0%と最も多く、「講座や講演会などへの参加」が18.8%、「ボランティア活動」が18.8%、「音楽や絵画、工芸などの文化活動」が14.8%となっています。

### ③啓発広報活動の推進

#### ・啓発活動の推進（障害者福祉への住民の理解度）

- 「障害福祉に対する地域住民の理解度」について一般市民に聞いたところ、「十分に理解されている」と答えた人は2.4%、「まあまあ理解されている」と答えた人は40.4%、「理解されていない」と答えた人が32.9%となっています。
- 小学生では、「十分に理解されている」と答えた人が13.1%、「まあまあ理解されている」と答えた人が42.7%、「理解されていない」と答えた人が6.0%と

なっています。

- 中学生では、「十分に理解されている」と答えた人が9.8%、「まあまあ理解されている」と答えた人が62.1%、「理解されていない」と答えた人が11.3%となっています。
- 高校生では、「十分に理解されている」と答えた人が6.3%、「まあまあ理解されている」と答えた人が61.0%、「理解されていない」と答えた人が15.7%となっています。
- 小学生から中学生、高校生、一般市民と年齢が進むにつれ、「十分に理解されている」という割合は減少し、「理解されていない」という割合が増加しています。

#### ・啓発活動の推進（障害がある人に対する住民の理解を深めるための取組）

- 「障害者福祉を推進していくために取り組むべき課題で重要だと思うこと（複数回答可）」を一般市民に聞いたところ、「理解を深めるための学校教育」が57.8%、「理解を深めるための啓発・広報活動」が49.4%となっています。
- 年齢別で見ると、0～39歳の若い世代、50～59歳で学校教育が最も多い割合を示しており、他の年代でも高い割合となっています。
- 一般市民の自由記載でも、啓発・広報活動に対して「障害者に対する認識がない」「市の福祉施策が見えてこない」「正しい知識を広く一般に啓発していくべき」と言った理由から、どの年齢層に対しても推進していくべきという意見があります。また、福祉教育については、「障害者が安心して社会生活を送るためには周囲の理解が不可欠であり、そのためには小さい頃からの学校教育や会社での教育が必要」などの意見が多数ありました。

### 3) 課題

この分野では、次の3つを主要な課題とします。

- ・交流の促進及び福祉教育の推進
- ・地域生活の支援
- ・啓発広報活動の推進

## (2) 施策の目標

近年、障害者手帳の取得者が増加しています。また、退院可能な精神障害者の退院促進を進めていかなければならない状況において、支援機関のみならず、地域住民の見守りや支え合い等も不可欠であることから、障害がある人もない人も、相互に理解が深められる取組が必要です。

### 1) 交流の促進及び福祉教育の推進

- 障害者に対する住民の理解促進のためには、小さい頃からの啓発活動が重要であり、今後も学校等でボランティア活動に取り組むなど、福祉教育の推進に努めます。



また、特別支援学級と通常学級との交流や、特別支援学校と小中学校との交流を実施します。

- 福祉施設でイベントの開催、障害者自らが講師になり障害者への理解を深める講演会等、障害者と地域住民が交流できる機会づくり、また、文化、スポーツの催しを工夫するとともに、その情報発信に努めます。また、農業体験を通して日常的に交流する場にも取り組みます。
- 障害者相談員の活動の充実を図り、各種障害者団体や家族会の会員数を増やすための活動を支援していくとともに、身近な相談窓口としての機能を強化します。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、学校教職員や市職員への研修を継続して実施するほか、市の障害者雇用に当たっては、人事担当職員をはじめ、配属先の職員だけでなく、多くの職員に各障害及びその就労状況について理解を深めるようにします。

## 2) 地域生活の支援

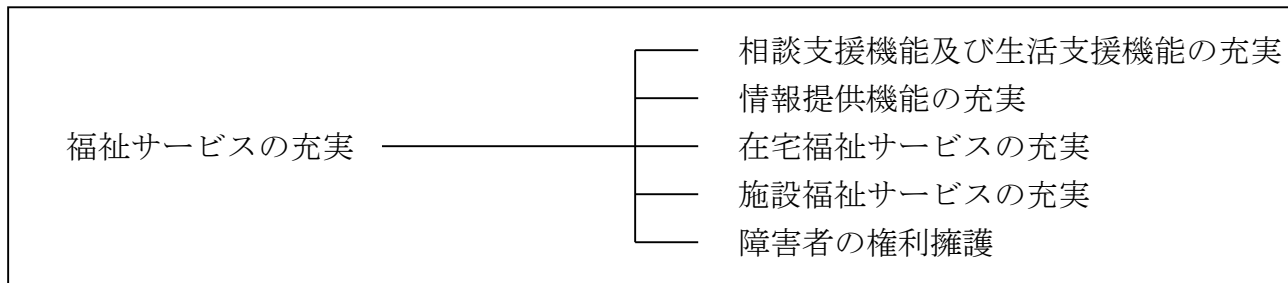
- 各地域で「有償ボランティアによる生活支援」や見守り支援、子育て広場等、住民主体の活動が展開されています。それら地域の特性に応じた活動が継続できるよう、まちの保健室や民生委員・児童委員をはじめとする地域資源のネットワークの充実、また複合的な課題の解決に取り組んでいきます。
- 名張市社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動支援センター等と協力し、福祉ボランティアグループの活動の育成支援を進めます。また、市民がボランティア活動にいつでも、どこでも、誰でも気軽に参加できるような仕組みづくりに努めます。

## 3) 啓発広報活動の推進

- 引き続き、関係機関や関係部署と連携しながら、車いす利用者等の「おもいやり駐車場」における障害や障害者に対する理解やマナー遵守等の啓発に努めます。
- 障害児及び障害者に対する市民の正しい理解と認識を深め、福祉のまちづくりに対する市民意識の高揚を図るために、庁内各部局の事業等において機会あるごとに積極的な啓発活動を推進します。
- 各地域や関係団体等による障害者との交流行事や啓発関係行事に対して情報提供や支援を行い、啓発活動の拡充を図り、障害者に対する理解者を増やします。
- 情報提供については、広報紙やパンフレット、ホームページ、ソーシャルメディアを活用し、充実に努めます。

## 2. 福祉サービスの充実

障害者の自立と社会参加を促進するため、一人一人の障害の特性やニーズに応じた福祉サービスの充実に努める必要があります。本分野では、障害者が主体的に安定した豊かな生活を営むことができるように、相談支援及び資源の充実に図ります。



### (1) 現状と課題

この分野の主要な課題は、次の5つでした。

- ・相談支援機能及び生活支援機能の充実
- ・情報提供機能の充実
- ・在宅福祉サービスの充実
- ・施設福祉サービスの充実
- ・障害者の権利擁護

#### 1) 現状

##### ①相談支援機能及び生活支援機能の充実

- 2013（平成25）年、市に基幹相談支援センターを設置し、相談支援の機能強化と、虐待防止センター機能として障害者の権利擁護の充実等を図っています。
- 障害者の相談は、市の障害福祉室の窓口や基幹相談支援センター、市内の計画相談事業所（4か所）で対応し、困難事例の対応については、基幹相談支援センターをはじめ、他の関係部署等によるケース会議を実施し、適切な支援に努めています。
- 民生委員・児童委員、まちの保健室等が、「地域ささえあい」活動として身近な地域での相談や見守りを行い、基幹相談支援センターや地域包括支援センターと連携を図っています。
- 8050問題（高齢の親と中高年のひきこもりの子が同居）等、複合的な生活課題を抱える家庭に対し、「地域福祉教育総合支援ネットワーク」により関係部署や関係機関等と連携を図りながら、包括的な相談・支援を行っています。
- 市で委嘱した障害者相談員5名（身体・知的・精神の各相談員）がそれぞれ相談、指導、助言を行っています。また、障害者の家族会は2つ（知的・精神）あり、障害当事者やその家族の相談に応じています。
- 伊賀保健所では月1回、こころの健康相談や、難病の相談・支援等の相談を実施しています。

- 療育手帳の判定は、18歳未満は伊賀児童相談所で、18歳以上は三重県障害者相談支援センターにおいて、発達検査等が実施されています。
- 各種医療機関や身体障害者総合福祉センター、視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センターといった専門機関があり、各障害に応じた相談を実施しています。
- 児童の様々な不安や気になることについての相談は、総合福祉センター「ふれあい」に家庭児童相談室と子ども相談室の相談窓口を設置しています。
- 名張版ネウボラ事業として、妊娠から、出産、育児までを切れ目なく支援する体制を整え、発達に心配のある子どもや保護者に対しては、相談、育児支援や医療機関等への紹介を行うなど、子ども発達支援センターや児童発達支援センター等の医療、福祉、保育、教育などの関係機関と連携して支援しています。

## ②情報提供機能の充実

- 点字や録音広報の発行、手話通訳者や要約奉仕員の派遣、点訳奉仕員養成事業等を実施するとともに、それらについて情報提供しています。
- 「障害者福祉ガイドブック」等を活用し、各種サービスについて周知に努めています。

## ③在宅福祉サービスの充実

- 計画相談事業所では、障害福祉サービス利用のための計画案を作成する等の相談に応じています。その際、障害福祉室、基幹相談支援センターや他の関係部署等によるケース会議等を実施し、適切なサービス提供に努めています。
- 医療や支援を必要とする割合が高い利用者が増加しており、医療受診が必要な場合もあり、支援者間で協議を行い、支援の方向性を統一するよう努めています。
- 施設入所が空き待ちのため、特別な事情により、短期入所（ショートステイ）を長期に利用する人がいます。また、市内の共同生活援助（グループホーム）が不足しているため、市外のグループホームも利用しています。
- 居宅介護従業者（ホームヘルパー）が不足しているため、朝夕の利用が集中する時間を避けたり、複数の事業所を利用するなどの調整を図っています。放課後等デイサービスも同様に、複数の事業所を利用する場合があります。
- 福祉施設から一般就労への移行等については、2020（令和2）年度の国の目標に向け、本市においても、一般就労への移行、定着に向けた支援、連携を図っています。
- 国が示す「障害児支援の提供体制の整備」における児童発達支援センターの設置と保育所（園）・認定子ども園及び幼稚園等訪問支援の実施については、既に達成しており、本市では、子ども発達支援センター等と連携を図りながら支援の充実に努めています。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援は今はなく、2019（令和元）年に重症心身障害児放課後等デイサービス事業所が市内に開設しました。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、本市・伊賀市・津市・鈴鹿市・亀山市の5市で「にじいろネット」を発足して取組を行っており、保健、

医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り強化に努めています。

#### ④施設福祉サービスの充実

○グループホームについては、施設整備補助制度の情報提供等により民間事業者による整備促進を図っています。

#### ⑤障害者の権利擁護

○基幹相談支援センターでは、障害者の虐待の通報、届出、支援等の相談があれば、状況の聴取りを行うなど、虐待の防止に努めています。

○金銭管理等を行うのが困難な障害者等に対し、本人の意思を尊重しながら相談、福祉サービスの契約や財産の保護を行うなど、権利の擁護に努めています。

### 2) 基礎調査結果

#### ①相談支援機能及び生活支援機能の充実

##### ・障害者福祉推進のための要望

○「現在及び将来の生活に対する不安（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、「本人や介護者の健康や老化の問題」を回答した人が最も多く、次に「経済的な問題」となっています。

○「福祉の理想郷を目指す本市がどのようなまちづくりをしていけばよいか」という問いに対しては、障害者本人の自由記載で「障害者や高齢者等も住みやすいまちづくりを望む」という意見が多くありました。

#### ②情報提供機能の充実

##### ・多様な情報提供の充実（どのような情報を必要としているか）

○「あなたが今必要としている情報はどのようなものか（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、「福祉サービス等の情報」が37.0%、「社会福祉施設の情報」が16.5%、「福祉の法律や施策の情報」が15.6%となっています。

○障害者本人の自由記載では、「福祉サービスの情報発信」に対して主に身体障害者から回答がありました。このことについては、介護者や一般市民からも同様の意見が多数寄せられていました。

○代表的な意見としては、「自分で調べなければ対象者が情報（サービス内容、手続の仕方等）を得られない。窓口に行けない人や手続が困難な人もいるため、市からの確に情報提供し、支援を必要としている人がサービスを利用できるよう望む」というものです。その他、「ガイドブックをわかりやすい位置に配置する」「ネットで情報公開」など、情報の見える化に対する要望もありました。

##### ・多様な情報提供の充実（情報はどこで得ているか）

○「障害者福祉サービス等の情報はどのように得ているか（複数回答）」を介護者に聞いたところ、「広報」が32.9%、「診療所（医院）、病院」が24.9%、「福祉

事務所・保育所・児童相談所」が13.7%となっています。

- 介護者の年齢に注目すると、60歳以下の介護者では「広報」「病院」のほか「学校・職場・施設」で情報を得ている人が多く、60歳以上の介護者では「広報」「病院」という回答が多くありました。

また、その他で「ケアマネージャー」「市役所窓口」と記載している人も多く、インターネットで調べる人も一定数いました。

### ③在宅福祉サービスの充実、④施設福祉サービスの充実

#### ・障害福祉サービスの利用状況

- 「障害福祉サービス（ホームヘルパーや短期入所）の利用状況」を障害者本人に聞いたところ、利用していると回答した人は障害者全体で19.6%、利用していないと回答した人は55.0%となっています。
- 前回の調査では、利用している者は12.5%、利用していない者は56.2%となっており、今回の調査では利用者が若干増加しています。
- 障害別・年齢別で見ると、身体障害者の60歳以上の人の利用していない割合が高くなっています。  
一方、知的障害者は生まれた時から、精神障害者は20歳以降から利用を始めている傾向にあります。

#### ・利用しているサービスの内容

- 「利用しているサービスの内容（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、「日中一時支援サービス」と回答した人が22.9%と最も多く、次に「生活介護」と「就労継続支援（A型・B型）」が19.3%、「居宅介護（ホームヘルプサービス）」と「短期入所」が16.9%となっています。なお、利用しているサービス内容は障害別・年齢別によって傾向が異なります。
- 身体障害者では、若い年齢では利用はほとんどなく、40歳以降に、「居宅介護」「共同生活介護」「短期入所」を利用しているという回答が多くありました。
- 知的障害者では、0～19歳では「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所（園）・認定子ども園及び幼稚園等訪問支援」等の児童系サービス利用が高く、20～59歳は「居宅介護」「短期入所」「就労継続支援（A型・B型）」「共同生活援助」「日中一時支援」「移動支援」とサービス利用が多岐にわたる傾向があります。
- 精神障害者はサービス利用自体が少なく、その中でも「就労継続支援A型・B型」の利用が最も多くなっています。
- 自由記載では、障害者本人から「現在ある公的サービスや優遇措置の現状維持」を望む意見がありました。

#### ・障害者総合支援法制定後の福祉サービス利用の際の変化

- 「障害者総合支援法制定後の福祉サービス利用の際の変化（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、「サービスが良くなった（※）」という回答が多数ありました。

※「身近な場所で相談できる場所が増えた」、「事業者が意見や要望に対応してくれるようになった」、「利用できる量が増えた」、「利用できる種類が増えた」等  
○どの障害でも「サービスが良くなった」と回答しています。年齢別では、身体障害者が60歳以上、知的・精神障害者は若い年代での回答が多くありました。

#### ・本人に必要な援助は何か

○「本人に必要な援助は何だと思うか（複数回答）」を介護者に聞いたところ、「通所施設（訓練等）」が19.2%、「通所施設（日常生活）」が12.7%、「移動支援（外出時等の付き添い）」が11.7%、「日中一時支援」が10.9%となっています。

### ④施設福祉サービスの充実

#### ・今後どのような障害者福祉施設を望むか

○「今後どのような障害者福祉施設を望むか」について障害者本人から自由記載で意見を求めたところ、多数の回答がありました。

代表的な意見として、身体障害者の20～39歳では「障害者用のスポーツジム」、40～59歳では「重度身体障害者施設」、60歳以上では「安価に利用できるリハビリ施設」という意見がありました。

○知的障害者では0～19歳で「障害児が通えるさくら教室のような施設」「重度障害児施設」、20～39歳で「20歳前後の中程度の障害者が安心して利用できる施設」「障害年金で暮らせる日中生活の場」という意見がありました。

○精神障害者では20～39歳で「公的な仕事を下請する施設」、40～59歳で「公的な就労施設」など就労系の施設希望がありました。

○介護者が望む施設としては、「介護できないとき一時的に利用できる施設」「障害の有無に関係なく利用できる施設」「介護者の相談所」「職業訓練所」等の意見がありました。

○介護者の自由記載では「入所から地域という流れの中で、今後、施設入所ができなくなるのではという不安がある。知的障害が重い人には施設は必要」という意見がありました。

○一般市民が望む施設として、「就労支援施設」「スポーツ施設」「自立支援施設」「グループホーム」「公的な障害児者総合福祉センター」「施設は充分ある」等の意見がありました。

### ⑤障害者の権利擁護

#### ・所得制度と後見制度の利用の促進

○「今後「日常生活自立支援事業」を利用したいと思うか」を障害者本人に聞いたところ、「わからない」と回答した人が38.7%で、「必要な状況になれば利用を考える」と回答した人が32.5%でした。

○また、「今後『成年後見制度』を利用したいか」を障害者本人に聞いたところ、同じ

く「わからない」と回答した人が29.7%で、「必要な状況になれば利用を考える」と回答した人が28.3%でした。

- 「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」ともに現在利用している人はわずかです。いずれも将来的には利用するかもしれないと考える一方で、金銭管理については、利用するつもりはないという回答もあります。

なお、「制度の内容を知っている」と回答した人については「日常生活自立支援事業」で2.1%、「成年後見制度」で15.6%にとどまっており、啓発が必要です。

#### ・障害者の人権施策の充実（差別を受けたことはあるか）

- 「障害者差別を受けたり、嫌な思いをしたことはあるか」を障害者本人に聞いたところ、「ある」は18.9%、「ない」は71.7%でした。
- 知的障害者（障害の重複含む。）の中では、差別を受けたことが「ある」と回答した人が40.4%となり、身体障害者（重複含む。）の13.1%、精神障害者（重複含む。）の28.8%に比べて高い割合となっています。

#### ・障害者の人権施策の充実（どんな内容の差別を受けたか）

- 「障害者差別を受けたり嫌な思いをした内容（複数回答）」について障害者本人に聞いたところ、「ひどい言葉を言われた」が53.8%、「話しかけても無視された」が31.3%、「その他」は30.0%でした。
- その他の内容として、「変な目で見られる」「他の人と態度が異なる」「親身になって話を聞いてもらえない」「就職活動時に対象外にされる」「車椅子の人は入店禁止と言われた」などの意見がありました。

### 3) 課題

この分野では、次の5つを主要な課題とします。

- ・相談支援機能及び生活支援機能の充実
- ・情報提供機能の充実
- ・在宅福祉サービスの充実
- ・施設福祉サービスの充実
- ・障害者の権利擁護

## （2）施策の目標

### 1) 相談支援機能及び生活支援機能の充実

- 入所施設や精神科病院から地域で生活するための基盤として、理解の促進に併せて、保健、医療、福祉の関係機関との連携強化に努め、地域包括ケアシステムによる支援体制の充実を図ります。
- 地域生活支援拠点を整備し、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児者やその家族が安心して生活できるよう、すぐに相談ができ、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制を推進します。

- 「地域ささえあい」による見守り支援や「まちの保健室」への相談等により把握された複合的な課題を有する家庭に対し、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関の参画・協働による包括的な支援を行う「地域福祉教育総合支援ネットワーク」のさらなる推進を図ります。
- 障害者のライフステージに応じた総合的なサービスを提供するために、保健、医療、福祉をはじめとする関係分野の連携と国、県及び自立支援協議会、圏域の市町など連携強化を図ります。

## 2) 情報提供機能の充実

- 制度やサービス内容については、わかりやすい広報紙やパンフレットの作成、ホームページやソーシャルメディアを活用した周知に努めます。
- 手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、点字や録音による広報等の発行により、視覚障害者や聴覚障害者等に対する的確な情報提供に努めます。

## 3) 在宅福祉サービスの充実

- 今後も、障害の特性とニーズに応じたきめ細かい支援が行えるように、相談事業所や他機関とも調整を図りながら、障害福祉サービスの充実に努めます。
- 居宅介護等の訪問系サービスについては、利用者のニーズに応じて質的、量的な充実に努めます。
- 生活介護、短期入所等は需要の増加が見込まれることから、地域での障害者の自立生活と社会参加を支援する体制づくりに努めます。
- 特別支援学校在校生の具体的な実習、体験の在り方を踏まえ、市内に1か所の就労移行支援事業所の有効な利用に向けた検討を行います。
- 重度障害者が利用できる事業所が不足し、また、日中一時支援事業は、利用者数が増える傾向にあるため、今後の方策について検討します。
- 手話奉仕員養成講座や点訳、音訳のボランティアの募集については、十分な周知に努めます。

## 4) 施設福祉サービスの充実

- 各地域の各事業所での機能の充実に努めるとともに、全世代型、共生型としての地域との交流やふれあい等の取組について、各事業所とともに検討します。
- 需要が見込まれるグループホームについては、国の整備補助等の動向を注視しながら、空き家の有効活用や市有地等の定期借地、事業者の公募等について関係機関と連携した検討を行います。また、近隣のグループホームの空き状況の情報収集に努めます。

## 5) 障害者の権利擁護

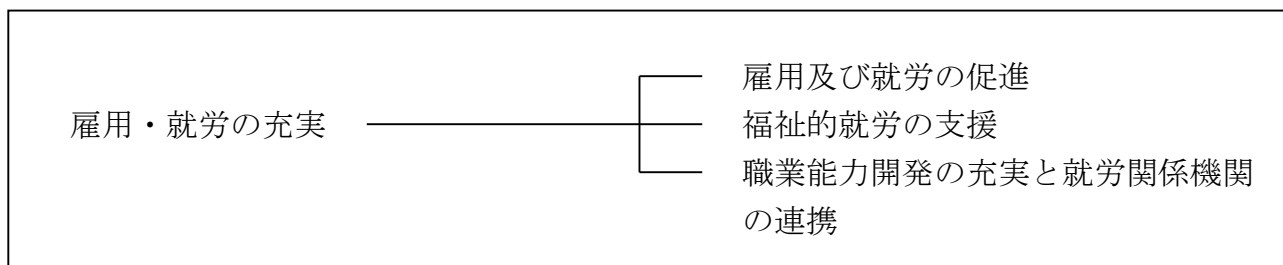
- 市の人権センター等と連携し、「障害者差別解消法」に関する理解を促進する啓発を実施します。



- 基幹相談支援センターでは、「障害者虐待防止センター」機能として、虐待の通報や届出、支援などの相談の充実に努めます。
- 関係機関や地域と連携した「消費生活者被害防止ネットワーク」と協力し、消費者被害を防止するための取組や啓発に努めます。
- 地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムを深化・推進していく中で、2019（令和元）年8月より、伊賀市とともに「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を中核機関として位置づけ、さらなる地域の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進に向け取組を推進します。
- 伊賀地域福祉後見サポートセンターにおいて養成している福祉後見人について、サポート体制やその在り方を見直すとともに、名張市社会福祉協議会で実施している法人後見の受任体制の在り方等も検討するなど、多様な受任者の確保を図ります。

### 3. 雇用・就労の充実

障害者の自立と社会参加が職業を通して可能となる地域社会にしていく必要があります。本分野では、障害者一人一人の能力や特性等に応じた雇用・就労の支援と、職業能力開発のための職業リハビリテーションの充実を図ります。



#### (1) 現状と課題

この分野の主要な課題は、次の3つでした。

- ・雇用及び就労の促進
- ・福祉的就労の支援
- ・職業能力開発の充実と就労関係機関の連携

#### 1) 現状

##### ①雇用及び就労の促進

- 2008（平成20）年に開設した名張市障害者人材センターでは、県、ハローワーク、伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」、企業や障害福祉サービス事業所、特別支援学校等と連携を図りながら、総合的な就労支援に努めています。
- 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会では、ハローワークや福祉就労事業所等の関係機関と連携し、情報共有や就労に関する課題を抽出し、解決策の協議等を行い、障害者就職面接会や事業所訪問等による働きかけ、企業訪問や障害者理解を深める研修会を実施しています。
- 障害者就職面接会は、ハローワークが主催し、毎年開催しています。あわせて、本市では、隔年に名張商工会議所、ハローワーク等の関係機関の協力のもと、開催しています。
- 本市の2018（平成30）年度の障害者雇用率は2.5%（身体障害者8名、知的障害者1名、精神障害者2名）であり、2019（令和元）年に新たに身体障害者3名を採用したことにより、障害者雇用率は2.8%となり、法定雇用率の基準である2.5%を達成しています。一方、教育委員会の2018（平成30）年度の障害者雇用率は2.67%（身体障害者1名）であり、2019（令和元）年に身体障害者1名を採用し、障害者雇用率が2.14%となり、法定雇用率の基準である2.4%を下回りました。

## ②福祉的就労の支援

- 企業就労が困難な人に対して、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等の福祉的就労への支援を実施しています。精神障害等で企業就労が難しくなる人が増加する一方で、市内には就労継続支援A型が1か所、就労移行支援も1か所しかなく、市外へ通所する人もいます。
- 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会では、利用者の一般就労へのステップアップや、安定した事業所運営につなぐための情報共有を目的に、福祉就労事業所の連絡会を開催しています。
- 2013（平成25）年度から障害者優先調達法に基づき、本市の障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針を作成し、官公庁の優先発注を行っています。
- 障害者の作成した物品の展示販売の場として、名張市総合福祉センター「ふれあい」、とれたて名張交流館、名張市福祉まちづくりセンター（イオン名張店）内に「福祉の店」を設置し、その運営を支援しています。

## ③職業能力開発の充実と就労関係機関の連携

- 障害者の雇用支援としては、県では委託訓練等を実施しています。また、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（三重障害者職業センター）では、職業評価等の専門的な職業リハビリテーションの実施やジョブコーチによる職場適用のための支援を実施しています。
- 2009（平成21）年に「名張市障害者アグリ雇用推進協議会」を設立し、県や関係機関と連携し、農業の現場での障害者支援を行うための「農業ジョブトレーナー」の養成、講演会などの啓発活動等の事業を行っています。農業ジョブトレーナーや受入農家の確保、体験を希望する障害者の把握に努めていますが、通年での雇用が難しい個人農家が大半を占めるため、受入農家や就農を体験する障害者の数は伸び悩んでいます。こうしたことから、同協議会において、農業ジョブトレーナー等を活用した就農促進に取り組んでいます。
- 障害者の就農促進に関して、就労受入先に対する支援や環境整備については、名張市障害者人材センターを軸に関係機関と連携して検討しています。

## 2) 基礎調査結果

### ①雇用及び就労の促進

#### ・雇用及び就労の促進（現在の就労状況）

- 「現在働いているかどうか」を障害者本人に聞いたところ、「働いていない」の回答が64.6%、「会社等で常勤で働いている」が9.2%、「パートやアルバイト」が5.9%、「作業所や施設」が5.7%、「無回答」が7.5%となっています。
- 「働いていない」と回答した人（64.6%）のうち、60歳以上の身体障害者の人が42.7%を占めています。
- 自由記載では、障害者本人から「障害があっても就職しやすい職場づくり」を望む意見が多数ありました。

○自由記載の介護者の意見でも、「働く場が少なく、選択肢が限られることから障害者雇用の充実」を、一般市民の意見では、「障害者雇用の充実」に加え、「職場内での暴言等を取り締まる監査・監督」が必要という意見がありました。

#### ・雇用及び就労の促進（働いていない理由）

○「現在働いていない理由」を障害者本人に聞いたところ、全体で「その他」の回答が69.3%を示しており、「無回答」が11.7%、「わからない」が8.0%、「勤めだすと体調が悪くなる」が4.7%、「通院日に休暇を取りにくい」が1.8%となっています。

○その他全体の中で68.9%を占めるのが60歳以上の身体障害者で、主な理由は「高齢（年金生活）のため」となっています。

○各障害の理由を見ると、0～19歳は「子ども（学生）のため」、20～59歳では知的障害者が「物事の判別ができないため」「重度で全面介護のため」といった理由が多く見られました。

#### ・雇用及び就労の促進（心配事の内容）

○「現在の生活で困っていること（複数回答）」の内容を障害者本人に聞いたところ、「経済的問題」と答えた人が31.4%となっています。また、月収について金額を聞いたところ、10万円以下が52.6%となっています。

○身体障害者（障害の重複含む。）全体の中で10万円未満の占める割合は35.7%、知的障害者（重複含む。）全体の中では77.4%、精神障害者（重複含む。）全体の中では75.0%となっており、身体障害者に比べ知的障害者・精神障害者の月収が低い傾向にあります。また、年齢や性別でもばらつきがあります。

#### ・雇用及び就労の促進（障害者福祉の課題で重要だと思うこと）

○「障害者福祉を推進していくために取り組むべき課題で重要だと思うこと（複数回答可）」を一般市民に聞いたところ、「雇用・就労の場の確保」56.8%、「職業紹介や指導・訓練の充実」が51.8%となっています。

○年齢別に見ると、40～49歳で「雇用・就労の場の確保」が一番重要と回答しています。その他の年代ではどの年代でも「学校教育」に次いで「雇用・就労の場の確保」「職業紹介や指導・訓練の充実」が重要と回答していることから、雇用・就労に対してどのような支援をしていくかが大きな課題となります。

### 3) 課題

この分野では、次の3つを主要な課題とします。

- ・雇用及び就労の促進
- ・福祉的就労の支援
- ・職業能力開発の充実と就労関係機関の連携

## **(2) 施策の目標**

### **1) 雇用及び就労の促進**

- 本人が自分に合った働き方の選択ができるよう、ハローワーク等の求人や障害者就職面接会等の情報提供を図ります。
- 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会を通じて、今後も、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関と連絡調整を行い、総合的な就労支援に努めます。
- 雇用に関する相談が増加する中、国や県が開設する労働に関する相談窓口の周知拡大を図ります。
- 労働行政機関である労働局を中心とし、関係機関である労働基準監督署やハローワークなどと連携し、企業への助成・訓練制度の周知など、障害者雇用に関する啓発活動を行うとともに、障害に応じた就労の工夫や改正障害者雇用促進法（2016（平成28）年施行）で規定された、雇用分野における障害者に対する差別禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）の周知に努めます。
- 障害者雇用促進法に基づき、引き続き、市における法定雇用率の達成に向け、障害者の適性に配慮した雇用や就労の継続に努めます。

### **2) 福祉的就労の支援**

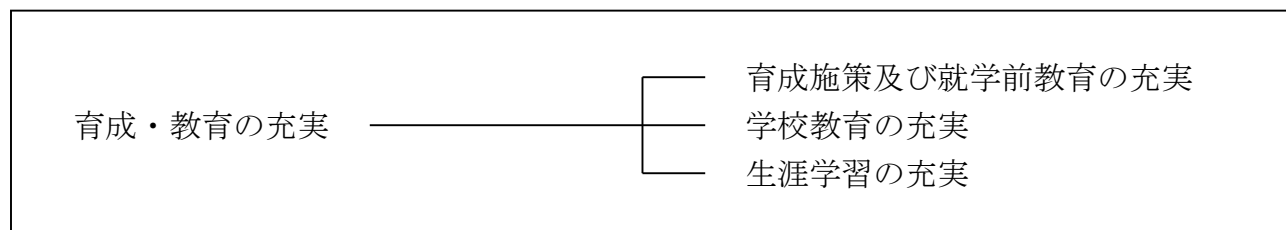
- 一般企業への就労が困難な障害者に対し、相談支援事業所や就労支援事業所と連携して、障害福祉サービスである福祉的就労で必要な技能を習得し、その後、一般就労へステップアップできるよう、障害者への就労及びその継続を支援します。
- 本人の相談、助言に関しては、きめ細かい支援の充実に向け、就労支援事業所や医療機関、家族等と連携を図ります。
- 2021（令和3）年に「三重とこわか大会（全国障害者スポーツ大会）」の開催に伴い、市の発注において、障害者の雇用の機会の提供と福祉施設の工賃向上に向けた優先調達の利用啓発に努めます。
- 「福祉の店」については、新たな販路の確保・拡大に努めます。

### **3) 職業能力開発の充実と就労関係機関の連携**

- 県の委託訓練で一定期間（3か月間程度）技能習得訓練等を行うことによって、自分の適性や能力に合った企業への就労を見極めることにより、就職率及び定着率の向上に努めます。
- 障害者アグリ雇用推進協議会では、就労や多様な活動の場の提供として農業ジョブトレーナーの養成や障害者の体験実習のための就労受入農家、就労体験を希望する障害者の確保に向け、さらに啓発活動に取り組み、あわせて農福連携の基本理念に基づき、農業分野等での作業受委託の調整を積極的に進めていきます。  
また、みはたメイハンランドの農園ゾーンを就農体験農園として位置付け、地元地域と連携を図りながら活用し、名張市障害者人材センターを軸に関係機関と連携して、就農支援を行っていきます。

## 4. 育成・教育の充実

障害者の自立と社会参加を促進するためには、早期から一人一人の障害の状況や特性等に合った適切な育成・教育を行う必要があります。本分野では、ノーマライゼーションの理念に基づく共に生きる社会の実現に向けて、共に育ち共に学ぶことを基本とした教育の展開を図ります。



### (1) 現状と課題

この分野の主要な課題は、次の4つでした。

- ・ 育成施策の充実
- ・ 就学前教育の充実
- ・ 学校教育の充実
- ・ 生涯学習の充実

#### 1) 現状

##### ① 育成施策及び就学前教育の充実

- 保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等や、放課後児童クラブへの障害児の受入れを実施する等、障害の有無に関わらず、地域で共に育ち合う障害児保育と、共に学び合う教育の推進に努めています。
- 2007（平成19）年から医療的ケア児も含めた個別乳幼児特別支援事業、特別支援教育連携事業等の協議を通じ、総合的に一貫した支援と支援者等の資質向上に向けた研修を実施しています。
- 2013（平成25）年に、子ども発達支援センターと教育センターを併設した「名張市子どもセンター」を設置しました。子ども発達支援センターでは18歳までの発達に心配のある就学前の子どもの教室や保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等の定期巡回を実施する等の支援を行っています。また、教育センターでは「ばりっ子チャレンジ教室」や「ばりっ子わくわくキャンプ」といった特別支援教育に関わる事業や、小学生から18歳までの特別な支援を必要とする子どもについての相談・支援、教職員の研修等を行っています。
- 同じく子どもセンター内にある「児童発達支援センターどれみ」では、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等訪問や児童発達支援等の通所支援等の療育や相談を行っています。

- 就学前には医療、保健、教育、福祉等の関係機関で巡回相談を実施し、保護者の同意を得た場合は、乳幼児期からのデータを一括管理し、個別の支援目標や支援計画に基づき学校教育に引き継ぐ等、相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めています。

## ②学校教育の充実

- 市内すべての小中学校に特別支援学級が設置されており、特別支援学級の在籍者数・学級数ともに増加しています。また、4つの小学校に通級指導教室が設置されています。
- 障害が重度化・多様化する中、保護者の意向を踏まえた適正な就学が可能になるよう、就学前の教育、就学支援の充実を図っています。
- 小中学校における校内委員会の設置、保健・福祉等関係機関との調整を図りながら校内の特別支援を推進する「特別支援教育コーディネーター」やその支援を行う「チーフコーディネーター」の任命、通常学級の学習サポーターや特別支援学級の自立支援員などの配置、途切れのない支援に向けたツールとしての個別の指導計画や教育支援計画、「パーソナルカルテ」等の活用等、適切な支援のための体制整備や教職員の資質向上に努めています。
- 三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園や三重県立盲学校等の県立特別支援学校等の関係機関と連携しながら、特別支援教育の充実を図っています。
- 保育所（園）・認定こども園及び幼稚園から小学校への引継ぎのため、特別支援学級へ入級するすべての児童について連携・相談会を実施しています。また、その他の児童についても保護者の希望により「支援の移行シート」を用いた引継ぎを行っています。入学・入級後も適時・継続的に連携し、児童の学びの充実に努めています。

## ③生涯学習の充実

- 市民センター等では、主催学級や様々な講座を開催し、生きがいつくりや社会参加の場を提供しています。
- 図書館では、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」（2016年3月 公益社団法人日本図書館協会策定）に基づき、図書館利用に障害のある人に対し、障害のない人が受けることのできるすべての図書館サービスと対等なサービスを受けられるよう取組を進めています。具体的には、予約制で視覚障害者の人を対象にした対面朗読サービスの実施や、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの人を対象に、図書、CD、カセットテープの郵送による貸出しを行っています。また、移動図書館やまなみ号の巡回を実施し、来館が困難な人への図書館サービスの提供を行っています。

## 2) 基礎調査結果

### ① 育成施策及び就学前教育の充実

#### ・ 将来希望する進路

○「将来希望する進路」を障害者本人に聞いたところ、「在宅」が34.9%、「入所施設」が12.0%、「就職」が7.3%、「無回答」が33.5%となっています。

○身体障害者（障害の重複含む。）の中で42.3%、精神障害者（重複含む。）の中で30.8%、知的障害者（重複含む。）の中で12.3%の人が「在宅」を希望しています。次に割合の多いものとしては障害により回答が異なっており、身体障害と知的障害では「入所施設」、精神障害では「就職」となっています。

#### ・ 育成施策及び就学前教育の充実（早期発見）

○「障害があることを知ったときの苦勞、不安（複数回答）」を介護者に聞いたところ、障害の発見に当たり、「適切な医療機関がほしかった」と答えた割合が他の回答より多くなっており、特に就学前では、発育や発達について日常的に気になると答えています。

○自由記載では、知的障害を持つ子の親より、「就学前教育について、どの学校にするのか判断材料の一つとしたいので、子どもが小学校に入学する前に、支援学級の雰囲気を見学する機会があれば嬉しい」という意見がありました。

### ② 学校教育の充実

#### ・ 特別支援教育の充実

○一般市民の自由記載では、「学校教育で支援サポーターが不足していると感じる。支援学級に入っていないだけでも支援が必要な児童は多くいる」等の意見がありました。

## 3) 課題

この分野では、次の3つを主要な課題とします。

- ・ 育成施策及び就学前教育の充実
- ・ 学校教育の充実
- ・ 生涯学習の充実

## (2) 施策の目標

### 1) 育成施策及び就学前教育の充実

□障害児も含めた集団の中での「育ち」を保障していくために、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障害児のさらなる受入に努めます。

□医療的ケア児を含め、発達に心配のある子どもや保護者に対する早期支援の継続性の確保、将来の自立と社会参加に向けた移行期の支援の充実に向けて、保健、福祉、保育、教育、医療等の連携を強化し、早期の療育につなげる体制の整備に努めます。また、ライフステージに対応したサービス・支援の提供が行えるように努めます。



- 小中学校における指導につなぐため関係機関と連携、情報共有を行い、保護者との合意形成を図る教育相談の充実を図るとともに、巡回相談や個別ケース会議等での助言など専門家による支援に努めます。

## 2) 学校教育の充実

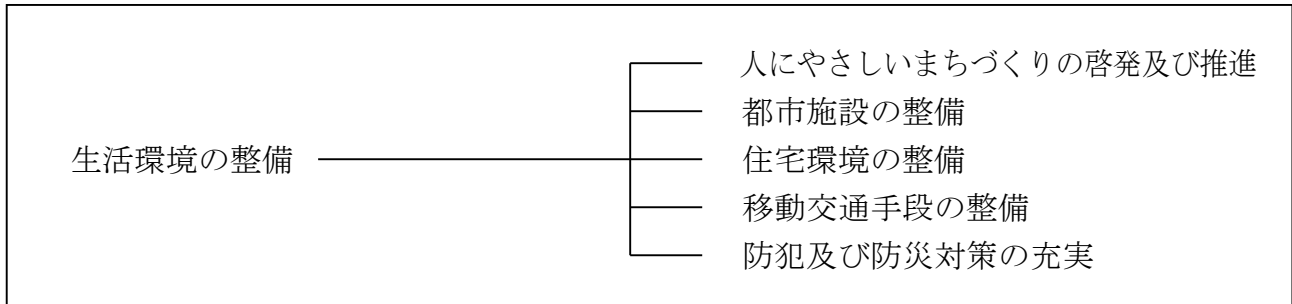
- 幼少期から学校や地域で、障害者や障害児とふれあう場や交流、福祉ボランティアの体験等、共に育ち、学び合う機会とするための福祉教育の一層の充実を図ります。
- 特別支援教育の充実を図るため、障害の種類や程度に応じた教育を行うとともに、個々のニーズに応じた支援、施設整備に努めます。
- 教育内容や方法の一層の改善充実を図ることにより、研修等による担当教職員の資質の向上と、教育施設や設備の充実等の教育条件の整備を図り、教職員を支援する体制のさらなる充実に努めます。また、担当教職員以外の教職員に対しても、特別支援教育及び人権についての一層の理解を深めるための研修等の充実を図ります。
- 国は通級による指導の充実、整備を進めており、現在は4校で通級指導教室が設置されていますが、今後その他の小中学校でも必要があれば通級指導教室が開設できるよう、県等とも連携を図りながら、設置に向けた取組を進めるとともに、専門性を深める研修や、人材の確保等の取組を進めていきます。
- 障害児が進学する機会を拡充するため、障害児の受験機会の確保と受験時や入学後の手話通訳や点訳等の支援体制の確立、必要な施設設備の改善整備等を行うよう、国や県に働きかけます。
- 学校から社会への移行支援がスムーズに行われるよう、障害の状況等に応じた進路指導の充実を図り、アフターケア体制の確立を図ります。
- 卒業後の進路を保障するために、福祉施設等の福祉部門と公共職業安定所、伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」、障害者職業センターなど雇用部門との連携を強化します。

## 3) 生涯学習の充実

- 市民一人一人が自らの資質の向上や学習を通して多様な交流を広げ、心通う地域社会の進展のために、生涯学習が充実したまちづくりを進めます。
- 生涯学習活動を進めるための情報提供や、学び続けることのできる環境の整備を進めるとともに、身に付けた知識や経験を社会で生かすことができる仕組みづくりに取り組みます。
- 引き続き公益社団法人日本図書館協会策定のガイドラインに基づく取組を進めるとともに、2019（令和元）年度以降に、国及び県が策定することとなる、「視覚障害者等の読書環境の整備を推進する法律（読書バリアフリー法）」に基づく基本計画の動向を注視し、必要な取組を進めていきます。

## 5. 生活環境の整備

障害者の自立と社会参加が可能となる地域社会にしていくためには、建物や道路等におけるバリアフリー化(物理的障壁の除去)に加えて、すべての人が安心して外出できる整備を進める必要があります。本分野では、ソフト、ハードと一体となった施策を推進します。さらに、生活環境の整備を図るとともに、防災対策に係る取組を推進します。



### (1) 現状と課題

この分野の主要な課題は、次の5つでした。

- ・人にやさしいまちづくりの啓発及び推進
- ・都市施設の整備
- ・住宅環境の整備
- ・移動交通手段の整備
- ・防犯及び防災対策の充実

#### 1) 現状

##### ①人にやさしいまちづくりの啓発及び推進

- 「名張市共生地域デザイン会議（自立支援協議会）」では、毎年障害及び障害者への理解を深めるための講演会等を実施しています。
- 2016（平成28）年に「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」及び2017（平成29）年に「手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」を制定し、障害者の社会参加に配慮した対応に努めています。
- 当市が開催するイベント等については、関係団体の協力のもと、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣しています。
- スマートフォンアプリを活用し、利用者と市の設置手話通訳者が、市に配置したタブレット端末の画面を通して手話で対話する聴覚障害者向け「遠隔手話通訳サービス」を2017（平成29）年に試用運転し、2018（平成30）年に開始しています。
- パソコン等を利用しメールで救急車または消防車を要請できる「電子メールによる119番通報（メール119）」、FAXで要請できる「FAXによる119番通

- 報（FAX119）」、また災害等情報を携帯電話のメールで配信する「防災ほっとメール」等を活用し、情報を得にくい障害者に対する体制の整備に努めています。
- 市の福祉窓口到手話通訳の職員を配置するとともに、他の窓口職員の手話の習得によるサービスの向上を目指しています。
  - 市の広報紙等の点字や音訳（録音）を行い、希望者に配布していますが、希望者が少数であるため、広報紙での利用周知を行っています。また、県や専門機関と連携し、音訳や点訳に取り組むボランティアの養成に努めています。

## ②都市施設の整備

- 本市の公共建築物の整備に際しては、県の「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、整備を進めています。

## ③住宅環境の整備

- 住宅改造に対する支援としては、在宅の障害者及び要介護高齢者がいる低所得世帯が住宅を改造する場合に、日常生活用具として上限20万円の給付を行っています。また、名張市社会福祉協議会では、障害者のいる世帯が改築等をする場合の貸付制度もあります。
- 障害者の市営住宅の入居については、優先的に入居を配慮する世帯として位置づけています。

## ④移動交通手段の整備

- 重度障害者へのタクシー料金や自動車燃料費の助成、運転免許取得費及び自動車改造費の助成を行っています。
- 市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」や、地域が運行主体となり、公共交通空白地域や公共交通不便地域の解消のために地域コミュニティバスを運行しています。各種運賃は、障害者手帳等の提示による免除があります。また、コミュニティバスの車両更新に当たっては、ノンステップバス車両やバリアフリー基準を満たすバス車両を選定しています。
- 「名張市自転車等放置防止条例」に基づき、市内4駅すべての周辺を「放置禁止区域」に定め、定期的な自転車等の撤去移動により歩行空間の保持に努めています。
- 福祉有償運送等運営協議会では、道路運送法の規定に基づき、福祉有償運送及び過疎地有償運送の適正な運営の確保をもって住民の福祉の向上または交通空白地域の解消を図っています。

## ⑤防犯及び防災対策の充実

- 2013（平成25）年に、「消費生活者被害防止ネットワーク」を始動し、地域づくり組織や市内関係団体と連携し、市広報やFMラジオ放送、「防災ほっとメール」、年金支給日のATM付近での啓発等に取り組んでいます。また、関係機関と連携して、消費者トラブル等に対する消費生活相談に応じています。

- 「災害時要援護者支援制度」の積極的な啓発に努めます。また、災害時要援護者対策を進める中で、市内にある福祉施設との連携を図り、地域における共助の仕組みを確立させるため、自主防災組織やボランティア等とも連携を図りながら、災害時の支援体制の充実に努めています。
- 各関係機関と連携した防災訓練を実施しています。また、まちの保健室や地域と連携し地域の要援護者を見守る等、日常的な支援活動を行っています。
- 2017（平成29）年、情報を文字で伝えることができるアンブルボード（発光型掲示ボード）を購入し、情報伝達体制の拡充に努めています。
- 市では災害時に医療、物資、応急対策等の支援を受けるための災害協定について、名賀医師会をはじめ、民間企業、他府県の自治体等とも協定を締結しています。

## 2) 基礎調査結果

### ①都市施設の整備

#### ・都市環境の整備（公共施設や民間施設の改善整備促進）

- 「名張市内の建物や道路、交通機関等に関して改善や充実に図っていくべき点（複数回答可）」について、一般市民や介護者、中高生に聞いたところ、一般市民では「障害者のための交通手段の充実」が58.3%、「障害者に配慮した道路の整備」が53.2%、「障害者に配慮した公共施設改良」が52.3%となっています。
- 介護者では、「障害者のための交通手段の充実」が46.4%、「障害者に配慮した道路の整備」が29.5%、「障害者に配慮した公共施設改良」が26.2%となっています。
- 中学生では、「障害者に配慮した道路の整備」が76.6%、「障害者に配慮した公共施設改良」が69.0%、「障害者のための交通手段の充実」が61.1%となっています。
- 高校生では、「障害者に配慮した道路の整備」が68.0%、「障害者に配慮した公共施設改良」が64.7%、「障害者のための交通手段の充実」が64.3%となっています。
- どの属性の回答者も「道路整備」「公共施設改良」「交通手段の充実」が高い割合となっています。
- 各属性の回答者による自由記載では、移動交通手段の整備に関し、「歩道整備」「安価な公共交通と路線の充実」のほか、「おもいやり駐車場の増設」などを、また都市施設の整備に関しては、「障害者の社会参加促進のため、道路（歩道）、店舗、公共施設等ハード面の他ソフト面両方進めてほしい」という意見があります。

### ②住宅環境の整備

#### ・住宅環境の整備（現在の住居や将来の住まいの希望）

- 「現在の住まいについて」障害者本人に聞いたところ、「戸建てやマンションなどの持家」の人は79.7%、「アパートや公営住宅などの借家」の人が5.7%、「グループホームや福祉施設などに入所」の人が4.7%となっています。

- 「今後どのように生活したいか」について聞いたところ、「自宅で家族等と一緒に暮らしたい」と回答した人が47.6%で、約半数を占めています。なお、「特に考えていない」は20.5%、「福祉施設に入りたい」は11.6%、「無回答」が7.8%、「アパートなどで、一人で暮らしたい」「その他」は4.7%、「グループホーム等で共同生活がしたい」は3.1%となっています。

### ③移動交通手段の整備

#### ・歩行空間の改善整備（生活の中で困っていること）

- 「現在の生活で困っていること（複数回答）」について障害者本人から聞いたところ、「交通手段の確保」と答えた人は16.5%でした。
- 「自身の健康・老化（51.9%）」、「介護者の健康・老化（27.4%）」、「経済的な問題（31.4%）」などの割合は60歳以上の人で多数を占めていますが、「交通手段の確保」は幅広い年代が回答しており、自由記載でも障害者本人、介護者、一般市民それぞれの年代で移動交通手段に対する意見が多数挙がっていることから、ニーズが高いと考えられます。
- 自由記載で障害者本人から「福祉の理想郷を目指す本市が、今後どのようなまちづくりをしていけばよいと思うか」と聞いたところ、「移動交通手段の整備」の内容を回答した人の割合が最も高くなっています。

### ④防犯及び防災対策の充実

#### ・防犯及び防災体制の強化、緊急時の対応策の充実（災害時の本人の心配事）

- 「災害が発生した時の心配事（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、「安全な所まで避難することができない」が24.3%、「どのような災害が起こったかすぐにわからない」が21.2%、「特にない」が20.8%、「障害者に配慮した避難場所が近くにない」が20.0%、「わからない」が16.7%でした。
- 障害によって傾向があり、身体障害者では「安全なところまで避難できない」等の動作に関する理由、知的障害者では「周りの人とのコミュニケーションが取れない」「必要な情報を入手できない」といったソフト面の理由、精神障害者でも「周りの人とのコミュニケーションが取れない」というソフト面の理由のほか、「必要な治療や薬が確保できない」といった医療的な理由が高い割合となっています。
- 自由記載では、介護者から「外来透析病院が少ないため、災害時対応できないことに対する不安がある」という意見、一般市民から「障害者の自宅付近に避難所を建設する」「障害者が災害時に避難場所に行った際、周りの人達に気を遣ったと聞いたため、災害時の配慮のある市政を望む」との意見がありました。

#### ・防犯及び防災体制の強化、緊急時の対応策の充実（災害時周りの人は何ができるか）

- 一般市民や小中高校生に「災害時に障害者に対してどのようなことができるか（複数回答）」について聞いたところ、いずれも「避難場所への誘導」「安否確認」「相談や話し相手」が他の項目に比べ高い回答でした。

○障害者本人が心配だと感じていることに対して、市民や小中高校生ができると思うことが合致していると受け取ることができます。

### 3) 課題

この分野では、次の5つを主要な課題とします。

- ・人にやさしいまちづくりの啓発及び推進
- ・都市施設の整備
- ・住宅環境の整備
- ・移動交通手段の整備
- ・防犯及び防災対策の充実

## (2) 施策の目標

### 1) 人にやさしいまちづくりの啓発及び推進

- 違法駐車や放置自転車対策、障害者用駐車場やおもいやり駐車場に健常者が駐車しない等の理解啓発に努めます。
- 障害のある人もない人も地域で安全かつ快適に暮らすための講演やイベント等の啓発及び広報活動に努めます。
- 各種コミュニケーションを図るサービス事業を継続するとともに、「メール119」や「FAX119」「遠隔手話通訳サービス」等の周知に努め、情報を得にくい障害者に対する体制の充実に努めます。
- 職員の手話及び要約筆記の技能取得に努めサービスの向上を目指します。
- 広報紙の音訳や点訳の利用者の拡大に努めるとともに、名張市社会福祉協議会等と連携して、音訳や点訳を行うボランティアの確保、養成に努めます。
- 今後、携帯電話やインターネットなどの情報通信技術が変化しつつある中、それらを活用しながら情報提供の充実に努めます。

### 2) 都市施設の整備

- 公共施設の整備に関しては、県の「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、引き続きバリアフリーに配慮した整備を目指します。

### 3) 住宅環境の整備

- 障害者の市営住宅の入居については、引き続き、優先入居者の対象として位置づけ、今後、借上げ型公営住宅方式での整備においては、車いす対応の住宅や改修可能な住宅を優先的に選考します。
- 住宅改修を希望する障害者に対して、相談事業を充実させ、経費の補助制度を継続して行います。
- 国が進める「あんしん賃貸支援事業」(障害者等の生活弱者の居住支援)等を活用し、民間賃貸住宅所有者に対して、ハード面・ソフト面の協力が得られるよう啓発に取り組みます。

- 地域において自立した生活を支援できるように、関係機関と連携して多様な住まいの提供に努めます。

#### 4) 移動交通手段の整備

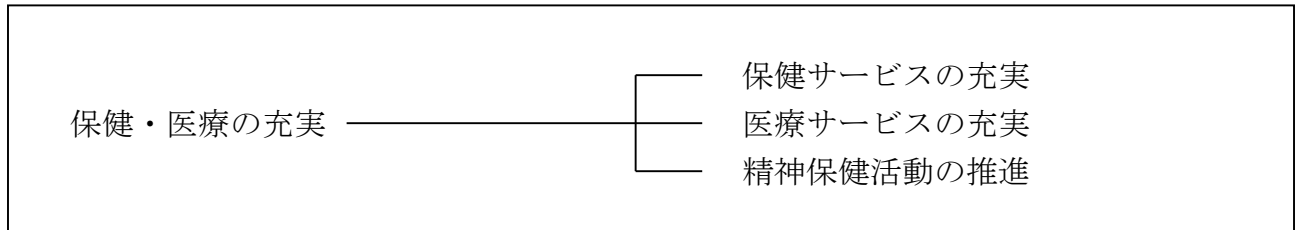
- 重度障害者へのタクシーや自家用車利用に対する経済的支援を引き続き行い、外出手段の確保と社会参加の促進を図ります。
- 路線バスやコミュニティバスについては、障害者手帳等の提示により運賃が免除されることについて周知に努めます。
- 公共交通空白地域や公共交通不便地域の解消のための地域コミュニティバス未導入の地域への導入について検討します。
- 公共交通の利用が困難な障害者等のため、福祉有償運送が充実するよう検討します。

#### 5) 防犯及び防災対策の充実

- 関係機関や地域と連携した「消費生活者被害防止ネットワーク」での広報活動、また、障害者に対する消費者トラブル等による被害を防止するための啓発や情報提供に努めます。
- 医療・ボランティア等の関係機関や各地域の自主防災組織、庁内の関係部署と連携を図りながら、地域における共助・公助の取組をさらに深め、障害の特性に応じた災害時の支援体制の充実に努めます。
- 台風や豪雨など近年の異常気象や、南海トラフ地震などが想定される中、市総合防災訓練や地域での訓練、平常時から必要な備えといった防災講演会や出前トークの実施等、防災・減災に向けた市民の防災意識の向上に努めます。
- 災害発生時の初期救出については、過去の災害の教訓から、障害者の身近な人たちによる救出・救護体制の確立が不可欠です。「災害時要援護者支援制度」の啓発など支援体制の整備等に努め、地域の関係団体や組織と横断的に連携し、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制の充実に努めます。
- 福祉施設との協定等による避難者受入施設（福祉避難所）の充実、福祉避難所の場所について市民への周知に努めるとともに、市指定避難所における障害者に必要な設備や物資の把握に努めるほか、視覚・聴覚障害者等への避難誘導の方法や避難所での対応等のマニュアルを作成するなど、障害者の避難生活が円滑に進むよう緊急時の対策の充実に努めます。
- 市が指定する避難所においては、障害者に限らず特に配慮が必要な場合には、避難所内で、別途、福祉避難室を設置し、対象者を受入対応します。
- 災害時は広報車、市のホームページをはじめとするインターネット、テレビの文字データ放送やスマートフォンアプリ等、様々な媒体を活用・研究しながら、より多くの人に情報が適時、的確に伝達できるよう、防災・防犯情報の配信に努めます。

## 6. 保健・医療の充実

障害者の自立と社会参加を促進する必要があります。本分野では、障害の早期発見と早期支援のための各種対策の充実を図るとともに、精神保健活動を推進します。



### (1) 現状と課題

この分野の主要な課題は、次の4つでした。

- ・保健サービスの充実
- ・医療サービスの充実
- ・精神保健活動の推進
- ・新型インフルエンザの対応

#### 1) 現状

##### ①保健サービスの充実

- 本市では、子育て支援施策とし、妊娠、出産、子育ての切れ目のない相談・支援のネットワークの仕組みとして「名張版ネウボラ」に取り組み、支援の切れ目をつなぎ、保健・医療・福祉との連携が図られる体制を整えています。
- 妊娠期・乳幼児期の発達段階に応じた各種健診や健康相談を実施し、発達に心配のある子どもや保護者に対して、育児支援の実施や医療機関等への紹介、子ども発達支援センターや児童発達支援センターのほか、医療、福祉、保育、教育などの関係機関と連携のもと、支援しています。
- 生活習慣病予防重点プロジェクト「ばりばり現役プロジェクト」に基づき、特定健診やがん検診、歯科健診を実施しています。

##### ②医療サービスの充実

- 名張市立病院では小児発達支援外来を設置するとともに、2014（平成26）年に、24時間365日の小児の二次救急医療を行う「小児救急医療センター」を開設し、地域医療支援病院として病院機能の充実を図っています。また、産婦人科の設置に向けた検討を進めています。
- 一次救急医療は市内開業医、時間外は名張市応急診療所が受入れを実施、二次救急医療は、平日昼間は名張市立病院、時間外は伊賀地域の3病院が輪番制により実施しています。また、三次救急やドクターヘリなど、津市や奈良県等の周辺の医療機関との連携にも努めています。



- 2011（平成23）年に、「名張市在宅医療支援センター」を設置し、在宅医療の切れ目のない支援のためのネットワークづくり、人材育成、啓発などの事業を実施しています。
- 「三重県救急医療情報センター」では24時間体制で受診可能な医療機関を案内しています。また、「みえ子ども医療ダイヤル」は小児の医療相談を19時半から翌朝8時まで実施しています。
- 障害者の歯科治療については、伊賀歯科医師会との連携により身近な医療機関での診療や訪問歯科診療を進めています。
- 県では難病（指定の特定疾患）について医療費助成を行うとともに、在宅支援ネットワークづくりに努めています。
- 心身障害者医療費助成を実施しています。

### ③精神保健活動の推進

- 県の夜間や休日等の精神科救急医療は、精神科病院の当番制で運用しています。
- 市内の精神科の診療所は、3か所から2か所に減少した中、精神科の通院患者数は増加傾向にあり、市外や県外の医療機関の受診が増えています。
- 本市では月1回、保健師による身体とこころの健康相談を実施し、伊賀保健所でも月1回、精神科医師によるこころの健康相談や「伊賀地域精神保健福祉連絡協議会」を開催しています。
- 精神障害者やその家族等からの相談において、医療機関を受診していない人には医療機関の情報提供や保健所と連携して家庭訪問等を行っています。また、本人や家族に病識がなく、警察や保健所との連携が必要となる場合もあります。

### ④新型インフルエンザへの対応

- 国内での感染発生により、深刻な状況であったことから前計画では課題の一つとしていましたが、現在は2014（平成26）年に策定した「名張市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき情報収集や対応に当たることとしています。

## 2) 基礎調査結果

### ①健康サービスの充実

#### ・健康づくりの推進（健康状態）

- 「健康かどうか」を障害者本人に聞いたところ、「健康でない（健康上気になる点がある、持病がある、病気がちである、現在治療中である、と回答）」と回答した人は63.4%でした。
- 調査結果によると、身体障害者では40歳を超えたあたりから健康に不安を抱える人が増え始め、60歳以上になると身体障害者全体（重複含む。）のうち59.1%が「健康でない」と回答しています。
- 「その他」についての自由記載では、障害者本人から認知症やパーキンソン病、特別養護老人ホーム入所中等、加齢に伴う内容が多くなっています。

○知的障害者・精神障害者は身体障害者とは異なる傾向があり、20～59歳で「健康でない」と回答した人が多くなっており、障害による影響が考えられます。

#### ・健康づくりの推進（歯の健康状態）

○「歯の健康」について障害者本人に聞いたところ、「歯が健康でない（虫歯や歯槽膿漏、歯痛、入れ歯、口臭と回答）」と回答した人は45.4%でした。

○身体障害者の60歳以上の人、知的障害者・精神障害者の20～59歳で「健康でない」と回答する人が多く、「その他」として、入れ歯に関する自由記載が多くありました。

### ②医療サービスの充実

#### ・受診しやすい医療体制の充実、救急医療体制の整備（医療体制に対する市民の意識）

○2018（平成30）年度市民意識調査で、地域医療機関で現在の医療体制について尋ねたところ、「十分満足している」と回答した人が4.2%、「一応満足している」が44.6%で「満足」の合計は48.8%、「やや不満である」が36.4%、「非常に不満である」が14.8%で「不満」の合計は51.2%となっています。

#### ・受診しやすい医療体制の充実、救急医療体制の整備（心配事の内容）

○「現在の生活で困っていること（複数回答）」について障害者本人に聞いたところ、「医療問題」と回答した人が障害者全体で13.7%となっています。

○困り事の中では上位ではありませんが、障害者本人の自由記載では、「家族と暮らしている人でも不安を感じないよう相談できる医療機関の設置」など、障害に関わらず医療の充実を望む意見がありました。

#### ・受診しやすい医療体制の充実、救急医療体制の整備（医療体制の改善点）

○「障害者福祉推進のために、市内の医療体制で改善や充実を図るべき点（複数回答）」について介護者、一般市民に聞いたところ、介護者では「リハビリ施設や専門スタッフの充実」と回答した人が32.6%、「夜間や休日救急医療体制の充実」と回答した人が30.8%、「障害者の通院に対する配慮」が29.3%、「障害者に親切な配慮ある診察」が24.9%、「往診医療体制の充実」が24.6%でした。

○一般市民では「リハビリ施設や専門スタッフの充実」が57.8%、「夜間や休日救急医療体制の充実」が41.9%、「障害者の通院に対する配慮」が41.0%、「往診医療体制の充実」が37.3%、「障害者に配慮した病院設備や表示」が31.2%でした。

○調査結果では介護者、一般市民とも「リハビリ施設や専門スタッフ充実」「救急医療体制」「通院への配慮」「往診」等の項目を重要と考えている回答が多くありました。

○自由記載でも、介護者、一般市民とも同様の傾向が見られ、どの年代からも意見がありました。代表的な意見では、「障害について専門知識を持った医師やスタッフの充実が必要。県外や遠方の医療機関に行かなくても診てもらえる基幹病院があれば

良い」等の意見や、在宅医療、救急医療、透析、発達障害、精神障害者のフォロー、回復期病棟、リハビリテーションの充実を望む意見が多くありました。

#### ・受診しやすい医療体制の充実、救急医療体制の整備（困ったことがあった時の相談先）

- 「困ったことがあったとき誰に相談するか（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、障害者全体では「家族や親族」が75.9%、次いで「病院（医師、看護師、ワーカー等）」が28.3%となっています。
- どの障害別・年齢別でも「家族や親族」が相談先の中で最も多くなっています。次の相談先として、身体障害者・精神障害者は「病院」、知的障害者は「施設や作業所の職員」という回答が多くありました。

### 3) 課題

この分野では、次の3つを主要な課題とします。

- ・保健サービスの充実
- ・医療サービスの充実
- ・精神保健活動の推進

## (2) 施策の目標

### 1) 保健サービスの充実

- 保健・医療の仕組みをつなぐ名張版ネウボラを推進し、妊娠・出産・子育て等、切れ目のない相談・支援のさらなる強化を図ります。
- 子ども発達支援センターを中心に、発達支援に精通した専門職の育成や保健・医療・保育・福祉・教育等関係者や地域の理解を促す人材育成に努めます。
- 自分で訴えたり受診したりするのが難しい障害者も多く、「まちじゅう元気推進都市宣言」に基づき、誰もが元気に活躍できるよう、歯と口腔の健康も含めた疾病予防・健康づくりの充実を図ります。

### 2) 医療サービスの充実

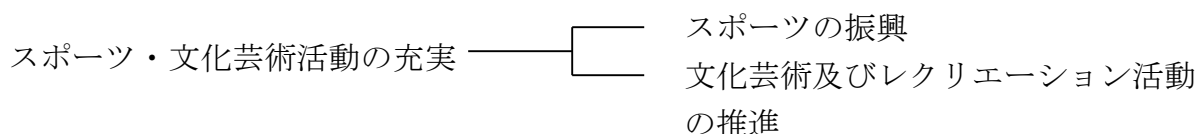
- 子ども発達支援センターを中心に、市内小児科医や市立病院の小児発達外来と連携し、早期発見から保育所（園）・認定こども園及び幼稚園、小中学校等での充実した支援につなげます。
- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）など医療費の公費負担や障害者医療費助成が適切に受けられるよう、関係機関等への周知啓発を行うとともに、窓口等においても適切な支援に努めます。
- 引き続き、小児二次救急や伊賀地域の3病院での輪番制による二次救急医療体制の維持に努めるとともに、周辺の市町や医療機関、県との連携を図りながら、病院の機能分担と連携の強化を図ります。

### 3) 精神保健活動の推進

- 精神科医療スタッフが、夜間・休日を含めた365日24時間対応で相談に対する助言や、必要に応じて精神科救急医療の当番病院を紹介する「三重県精神科救急情報センター」について、広く市民に周知します。
- 伊賀保健所で実施されている精神科医による相談や、市で実施する健康相談や障害福祉の相談、三重県こころの健康センターが実施する精神保健福祉研修会の情報提供に努めます。
- 保健・医療・福祉の支援の充実に努め、地域の見守りのネットワークの充実や、「地域ささえあい」の仕組み等により、支援が必要な人が安心して暮らせる地域共生社会の実現を図ります。

## 7. スポーツ・文化芸術活動の充実

障害者の社会参加を促進し、ゆとりと潤いのある生活を実現させる必要があります。本分野では、障害者がスポーツ、レクリエーション、文化芸術活動に参加する機会の確保を図ります。



### (1) 現状と課題

この分野の主要な課題は、次の2つでした。

- ・スポーツの振興
- ・文化芸術及びレクリエーション活動の推進

#### 1) 現状

##### ①スポーツの振興

- 県主催の障害者スポーツ大会では、全国大会への派遣選手の選考会も兼ね、本市からも選手が出場しています。2021（令和3）年は、「三重とこわか大会（全国障害者スポーツ大会）」を実施し、パラリンピックの正式種目の「ボッチャ※1」をこの大会で新たに実施します。
- 「サウンドテーブルテニス（STT）※2」の卓球台を新設し、熱心な練習の成果で全国大会へ出場する選手を輩出しています。
- 毎年、市の障害者スポーツ大会を実行委員会組織で実施し、障害のある仲間や民間の協力団体の支援者等とレクリエーション等の競技を行い、健康増進や相互の交流の機会となっています。
- 幅広い世代の人がスポーツを実践できるよう、ひなち湖紅葉マラソン、青蓮寺湖駅伝競走大会等を開催し、総合型地域スポーツクラブの設立等、誰でも気軽に参加できる事業を展開しています。
- 名張市総合体育館は、2012（平成24）年度に入口のスロープ、トイレの洋式の整備を完了しました。

※1：白い目標球に、赤や青、各6球を投げる等して近付けるニュースポーツ。

※2：卓球台で音が出るピンポン玉を転がしながら打ち合うスポーツ。

##### ②文化芸術及びレクリエーション活動の推進

- 三重県障がい者芸術文化祭は県内市町の輪番で開催しており、本市では2013（平成25）年に、ステージ発表や作品展を実施しました。

- 市民が身近なところで文化に親しむことができる機会として市民文化祭や美術展覧会を開催し、文化芸術活動の振興を図っています。
- 市内15地域、17の市民センターでは文化祭や夏祭り等の各種行事、各種学級や講座の開催、生涯学習に関する事業を実施しています。また、各市民センターでは約500を数える創作やレクリエーション、生涯学習のサークルがあります。総合福祉センターふれあいや障害者施設等でもカラオケや各種行事が開催されています。

## 2) 基礎調査結果

### ①スポーツの振興

#### ・スポーツ活動の振興（外出の目的）

- 「外出する目的（複数回答）」について障害者本人に聞いたところ、「趣味やスポーツなどの社会参加活動」は15.6%、「地域行事への参加」が10.6%となっています。
- 介護者の自由記載では、「どんな障害があっても参加できるスポーツ教室やダンス教室等があればと思う。知的障害者でもできるところがほしい」という意見がありました。

#### ・スポーツ活動の振興（運動等の実施状況）

- 「運動等の実施状況」について障害者本人に聞いたところ、障害者全体で「毎日する」21.0%、「時々する」25.5%、「たまにする」11.6%となっており、58.1%の人が運動等を行っています。

### ②文化芸術及びレクリエーション活動の推進

#### ・文化芸術及びレクリエーション活動の推進と施設の整備（参加している地域活動）

- 「参加している地域活動（複数回答）」について障害者本人に聞いたところ、「音楽や絵画、工芸等の文化活動」と答えた人が障害者全体の14.8%、「スポーツ活動」と答えた人が8.5%となっています。

## 3) 課題

この分野では、次の2つを主要な課題とします。

- ・スポーツの振興
- ・文化芸術及びレクリエーション活動の推進

## (2) 施策の目標

### 1) スポーツの振興

- 2020（令和2）年開催の東京パラリンピックや、2021（令和3）年開催の「三重とわか大会（全国障害者スポーツ大会）」等の開催は、障害者スポーツへの関心が高まり、障害者スポーツの理解にもつながります。これを契機に、県や競技団体等の関係機関と連携して、障害者スポーツを「する」人材の育成や、余暇や健

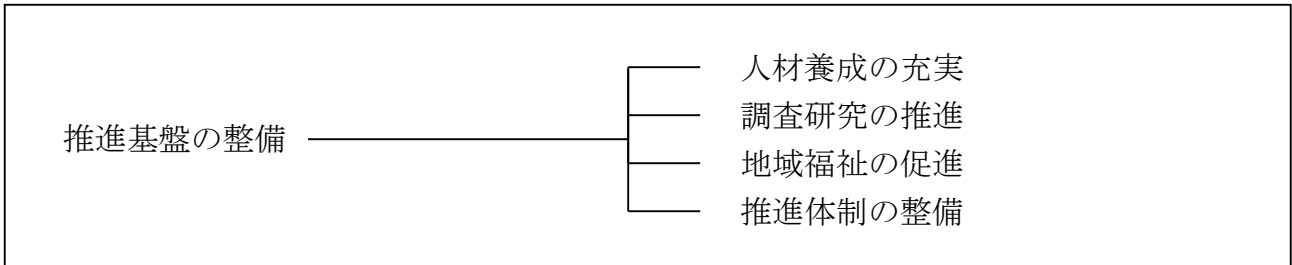
康のため「する」人の増加、「みる」機会の創出や「支える」人材の確保と養成に取り組めます。

## 2) 文化芸術及びレクリエーション活動の推進

- 障害のある人との交流やコミュニケーションを図るために、障害のある人もない人も気軽に参加できるスポーツや文化的行事等を実施します。
- 障害者のスポーツ大会や芸術文化祭等に参加することが困難な人に対し、各団体の文芸誌の発行等、社会参加（活動や発表）の機会の提供を検討します。
- 引き続き公益社団法人日本図書館協会策定のガイドラインに基づく取組を進めるとともに、令和元年度以降に、国及び県が策定することとなる、「視覚障害者等の読書環境の整備を推進する法律（読書バリアフリー法）」に基づく基本計画の動向を注視し、必要な取組を進めていきます。

## 8. 推進基盤の整備

計画を確実に推進していくためには、そのための推進基盤の整備と確立が必要となります。必要な人材の確保や養成、関係機関や団体等との連携体制の確立、福祉ニーズ等の的確な把握、計画実施状況の定期的な点検などに取り組みます。



### (1) 現状と課題

この分野の主要な課題は、次の4つでした。

- ・人材養成の充実
- ・調査研究の推進
- ・地域福祉の促進
- ・推進体制の整備

#### 1) 現状

##### ①人材育成の充実

- ホームヘルパーの初任者研修を三重県社会福祉協議会や民間の事業所等が実施しています。また、近年の福祉の担い手不足の現状を踏まえ、国では報酬の見直し等の検討が行われています。
- ボランティア育成のためのボランティア養成講習会を名張市社会福祉協議会で実施しています。

##### ②調査研究の推進

- 名張市共生地域デザイン会議においてニーズ把握、地域課題の抽出等を行い、「第5期名張市障害福祉計画」に盛り込み施策に反映しています。
- 障害当事者に寄り添った福祉のまちづくりを推進するため、「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」の施行に合わせ、2016（平成28）年から、障害当事者に、名張市障害者施策推進協議会に参画いただいています。

##### ③地域福祉の促進

- 本市では地域づくり組織を中心に地域に合った福祉のまちづくりを進めており、各地域で民生委員・児童委員や地域づくり組織、ボランティア等多くの人や団体の協力のもと、「地域ささえあい」による高齢者や障害者などの見守りが行われています。



○県内地域の共通課題については、県や伊賀圏域障がい福祉連絡協議会など、広域の関係機関での協議、連携を図っています。

#### ④推進体制の整備

○本計画が有効に実施されているか、あるいは諸情勢の変化のために見直しが必要になっていないか等の点検・評価については、名張市共生地域デザイン会議と名張市障害者施策推進協議会の小委員会で意見交換を行い実施しています。

## 2) 基礎調査結果

### ①人材養成の充実

#### ・専門分野の人材の確保と養成

○自由記載では、一般市民より「福祉従事者の低賃金や重労働を改善しなければ良い人材が集まらない」という意見がありました。

### ②調査研究の推進

#### ・福祉ニーズ等に関する調査（身の周りの支援をする人）

○「身の周りの支援をする人」について一般市民に聞いたところ、「家族が中心となり公的に支援する」と答えた人が80.0%と一番多い結果となっており、次に「できるだけ家族が介助」と答えた人が9.6%、「できるだけ公的に支援」と答えた人が7.1%となっています。

○同じ質問を中学生にしたところ、「家族が中心となり公的に支援する」と答えた人が63.3%と一番多く、次に「できるだけ家族が介助」と答えた人が20.5%、「できるだけ公的に支援」と答えた人が10.8%となっています。

○高校生でも中学生と同様に、一番多かったのが「家族が中心となり公的に支援する」という回答で67.8%、次に「できるだけ家族が介助」という回答で21.8%、「できるだけ公的に支援」が7.3%となっており、一般市民の回答と中学生・高校生の回答では割合に若干の差異があるものの、同様の傾向となりました。

#### ・福祉ニーズ等に関する調査（障害者福祉施策が目指すべき方向）

○「障害者福祉施策が目指すべき方向」について一般市民に聞いたところ、「障害者が一人で自立して暮らせるように」と答えた人が38.4%、次に「障害者とその家族と一緒に暮らせるように」と答えた人が35.4%、「障害者が福祉施設で暮らせるように」と答えた人が15.9%となっています。

○同じ質問を中学生にしたところ、一番多かったのが「障害者と家族と一緒に暮らす」という回答で55.5%、次に「障害者が福祉施設で暮らす」で20.8%、「障害者が一人で自立して暮らす」が18.8%となっています。

○高校生でも中学生と同様に、「障害者と家族と一緒に暮らす」と答えた人が55.9%と一番多く、次に「障害者が福祉施設で暮らす」と答えた人が24.1%、「障害者が一人で自立して暮らす」と答えた人が16.1%となっており、一般市民の回答

と中学生・高校生の回答では違う傾向となりました。

#### ・当事者等からの意見の施策への反映

- 自由記載では、障害者本人から「基礎調査のアンケート結果をもとに、障害者目線で各施策の整備をしてほしい」という意見がありました。
- 介護者の意見では、「障害者の家に出向き介護者に要望を聞きに来てほしい」「アンケートの集計結果に基づき、優先順位を付けてタイムスケジュールを公表し推進してほしい」という意見がありました。
- 一般市民の意見では、「障害者が本当に困っていることをもっときめ細やかに調査し対処すべき」「基礎調査のアンケートが本当に生かされるのかも疑問を感じており、何らかの成果を市民に示してほしい」という意見がありました。
- 「その他」の意見では、「財源は税金であり市財政に見合った施策を進めてほしい」や「障害者福祉を考えるあまり健常者の権利や行為が制限されることのないように配慮して、障害者・健常者双方が住みよいまちを目指してほしい」等の意見がありました。

### 3) 課題

この分野では、次の4つを主要な課題とします。

- ・人材養成の充実
- ・調査研究の推進
- ・地域福祉の促進
- ・推進体制の整備

## (2) 施策の目標

### 1) 人材養成の充実

- ホームヘルパー等、各専門分野でサービスを担当できる人材の確保と養成を図るとともに、それぞれの専門性をさらに高めるための研修を充実させます。
- 名張市社会福祉協議会が進めているボランティア養成事業等を活用し、ボランティア活動の推進を図ります。

### 2) 調査研究の推進

- 実効ある障害者施策を推進していくために、障害者実態調査に係るアンケートをはじめとして、福祉ニーズ等の把握に努めるとともに、各種福祉サービス等の情報の周知状況や利用状況の把握に努めます。
- 名張市障害者施策推進協議会や名張市共生地域デザイン会議のほか、各種審議会等に障害者が直接参加して意見を述べる機会を設け、障害者の意見が施策に反映されるよう努めます。

### 3) 地域福祉の促進

- 地域の課題やニーズについては、支援者だけでなく、住民を含めた地域全体で共通認識を持ち、協働して課題の解決に取り組むことが重要です。そのため、本市の誇る地域力を生かした地域の社会資源や仕組みを基盤として、地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進め、高齢者や障害者などの各分野を横断した連携や相談支援体制を推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、ともに支え合う地域共生社会の実現に努めます。
- 地域福祉を促進するためには、地域資源だけでは対処が困難な課題にも対応が必要であることから、福祉ネットワークの広域化を図ることも重要です。そのために、国や県との連携体制を整備するとともに、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会を活用しながら、伊賀市との協力・連携による機能分担を図り、広域福祉ネットワークの充実に努めます。

### 4) 推進体制の整備

- 障害者施策の推進に当たっては、高齢者施策との融合・連携について検討していく必要があります。そのため、名張市障害者施策推進協議会と名張市共生地域デザイン会議の協働による会議を推進します。
- 本計画の進捗状況の確認・評価等について、定期的に名張市障害者施策推進協議会が実施します。

## 1. 名張市障害福祉計画関連統計資料

表1 名張市の人口

年 度	世帯数	人口総数	男	女	人口密度 (人/㎢)
平成 27 年	33,255	80,619	38,975	41,644	621.2
28 年	33,545	80,056	38,635	41,421	616.9
29 年	33,695	79,317	38,298	41,019	611.2
30 年	33,984	78,864	38,094	40,770	607.7
令和 元年	34,427	78,458	37,919	40,539	604.6

住民基本台帳及び外国人登録者を含む（各年10月1日）

### （身体障害者手帳所持者数）

表2 年齢別手帳所持者数 (単位：人)

年 度	児童（18歳未満）	成人（18歳以上）	合 計
平成 27 年	64	3,230	3,294
28 年	67	3,266	3,333
29 年	63	3,313	3,376
30 年	64	3,309	3,373

各年度末現在

表3 障害別手帳所持者数 (単位：人)

年 度	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢 体	内 部	合 計
平成 27 年	180	325	41	1,878	870	3,294
28 年	181	337	37	1,890	888	3,333
29 年	175	351	40	1,884	926	3,376
30 年	176	360	41	1,863	933	3,373

各年度末現在

表4 等級別手帳所持者数 (単位：人)

年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
平成 27 年	879	449	630	904	186	246	3,294
28 年	895	450	638	908	195	247	3,333
29 年	925	459	629	915	193	255	3,376
30 年	920	471	633	899	186	264	3,373

各年度末現在

表5 年齢別手帳新規交付者数 (単位：人)

年 度	児童（18歳未満）	成人（18歳以上）	合 計
平成27年	5	188	193
28年	7	184	191
29年	3	167	170
30年	5	182	187

各年度末現在

表6 障害別手帳新規交付者数 (単位：人)

年 度	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢 体	内 部	合 計
平成27年	4	16	4	70	99	193
28年	8	19	0	75	89	191
29年	5	25	2	60	78	170
30年	13	26	4	70	74	187

各年度末現在

**(知的障害者療育手帳所持者数)**

表7 年齢別手帳所持者数 (単位：人)

年 度	児童（18歳未満）	成人（18歳以上）	合 計
平成27年	177	511	688
28年	179	534	713
29年	185	552	737
30年	180	571	751

各年度末現在

表8 障害別療育手帳所持者数 (単位：人)

年 度	A（重度）	B（中軽度）	合 計
平成27年	269	419	688
28年	271	442	713
29年	270	467	737
30年	277	474	751

各年度末現在

表9 障害別療育手帳新規交付者数

(単位：人)

年 度	A (重度)		B (中軽度)		合 計		
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	計
平成 27 年	5	3	23	12	28	15	43
28 年	2	1	16	5	18	6	24
29 年	1	0	18	13	19	13	32
30 年	1	0	11	4	12	4	16

各年度末現在

**(精神障害者保健福祉手帳所持者数)**

表10 等級別手帳交付者数

(単位：人)

年 度	1 級	2 級	3 級	合 計
平成 27 年	83	440	203	726
28 年	66	458	189	713
29 年	71	513	188	772
30 年	74	525	194	793

各年度末現在

表11 通院医療公費負担制度申請者数

(単位：人)

年 度	名張市	伊賀保健所管内
平成 27 年	1,287	2,630
28 年	1,343	2,726
29 年	1,382	2,791
30 年	1,379	2,875

各年度末現在

表12 難病認定者の状況 (伊賀管内)

(単位：人)

年 度	特定疾患 認定者数	小児慢性特定 疾患認定者数	そのうち、本市の新規者	
			特定疾患	小児慢性
平成 27 年	1,454	143	96	1
28 年	1,386	149	65	9
29 年	1,295	157	70	14
30 年	1,391	148	82	6
(そのうちの名張市)	(694)	(65)	(82)	(6)

各年度末現在

## （障害児の就学状況）

表 1 3 特別支援学校（三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園）の状況

・児童生徒数の推移

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
居住地別	名張市	80	90	83	81
	伊賀市	62	59	63	62
	県 外	0	0	1	1
計		142	149	147	144
小学部（本市／計）		11 / 30	19 / 36	19 / 36	17 / 33
中学部（本市／計）		28 / 45	28 / 44	28 / 43	23 / 42
高等部（本市／計）		41 / 67	43 / 69	36 / 68	41 / 69
合 計（本市／計）		80 / 142 (全 34 学級)	90 / 149 (全 37 学級)	83 / 147 (全 38 学級)	81 / 144 (全 34 学級)

各年 5 月 1 日現在

・卒業時の進路状況

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障害者通所施設	10	18	17	17
就職	6	5	3	3
進学	1	0	1	1
その他	4	0	1	1
合 計	21	23	22	22

各年度末現在

表 1 4 公立学校（市内小中学校の特別支援学級、通級指導学級）の状況

・市内小中学校の特別支援学級に通う児童・生徒数の推移

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学部（学級数）	149	176	196	217
中学部	67	72	72	71
合 計	216	248	268	288

各年 5 月 1 日現在

・通級指導教室活用状況（活用量数）（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
言語	16	14	12	13
難聴	3	2	6	10
発達障害	10	8	19	14
合 計	29	24	37	37

各年 5 月 1 日現在

<通級決定までの流れ>

保護者からの通級希望に対し、学校から市教育委員会に通級指導実施の検討依頼がなされ、教育支援委員会（言語・難聴）または、通級指導審議委員会（発達障がい）で検討した上、通級を決定している。

『言語通級指導教室』

吃音、構音障がい等言葉に関して特別な支援の必要がある児童に対して、週 8 時間を上限に拠点校で指導する。（拠点校：桔梗が丘南小学校）

『難聴通級指導教室』

難聴等聞こえに関して特別な支援の必要がある児童に対して、週 8 時間を上限に拠点校で指導する。（拠点校：美旗小学校）

『発達障がい通級指導教室』

様々な環境の中で、もっている力を発揮できず、特別な支援の必要がある児童に対して、週 8 時間を上限に拠点校で実施する。

（拠点校：名張小学校・百合が丘小学校）

（名張市教育委員会教育要覧より）

（障害児の就学状況）

表 1 5 民間企業の障害者雇用状況

年 度	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	雇用率 (%)	雇用率達成企業の割合 (%)
平成 27 年	74	11,019.5	222.0	2.01	64.9
28 年	83	11,893.5	245.5	2.06	63.9
29 年	84	12,868.5	271.5	2.11	75.0
30 年	93	12,888.5	307.5	2.39	77.4

各年 6 月 1 日現在（伊賀公共職業安定所資料）



- 注) 1 常用労働者数は、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数。
- 2 障害者数は身体障害者と知的障害者の合計。重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）についてはダブルカウントしている。
- 3 平成30年4月1日から障害者雇用率が2.2%となっており、対象企業規模が拡大している。

表16 企業規模別障害者の雇用状況

従業員数	年度	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	雇用率 (%)	雇用率達成企業の割合 (%)
50人 ～ 99人	平成27年	42	3,150.5	52.5	1.67	61.9
	28年	49	3,602.0	62.0	1.72	55.1
	29年	47	3,565.0	59.5	1.67	63.8
	※注) 1 30年	59	4,222.0	88.5	1.42	72.9
100人 ～ 299人	平成27年	22	3,501.0	80.5	2.30	72.7
	28年	23	3,516.5	88.5	2.52	82.6
	29年	26	4,080.0	109.0	2.67	92.3
	30年	22	3,393.0	98.0	2.89	86.4
300人 ～ 499人	平成27年	8	3,054.0	67.0	2.19	75.0
	28年	9	3,441.0	72.0	2.09	66.7
	29年	9	3,668.5	76.5	2.09	77.8
	30年	9	3,397.0	82.0	2.41	88.9
500人 以上	平成27年	2	1,314.0	22.0	1.67	0.0
	28年	2	1,334.0	23.0	1.72	50.0
	29年	2	1,554.5	26.5	1.70	100.0
	30年	3	1,876.5	39.0	2.08	66.7

(伊賀公共職業安定所資料)

- 注) 1 平成30年4月1日より法定雇用率が2.2%に引き上げられたことに伴い、平成30年の規模別集計については従業員数45.5人以上から集計している。

表17 ボランティア登録数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ボランティア(センター)登録 A	3,631	3,657	3,747	3,728
※個人ボランティア 災害ボランティア ボランティアアドバイザー ふれあい隊 B	(165)	(176)	(184)	(185)
ボランティア活動団体数 A-B	3,466	3,481	3,563	3,543
ボランティアコーディネーター	4人	3人	3人	3人
ボランティアアドバイザー数	9人	9人	9人	9人
福祉教育講座の実施(年間)	3回	3回	3回	3回

各年度末現在

## 2. 名張市障害者施策推進協議会委員名簿

役職	氏名	所属	備考
会長	守屋 國光	桃山学院教育大学教授	
副会長	市川 知恵子	社会福祉法人名張育成会理事長	
	松田 美津子	名張市精神障害者家族会なばるの会	
	耕野 一仁	名張市身体障害者互助会会長	
	藤岡 とみ子	特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会副理事長	
	杉本 丈夫	社会福祉法人名張市社会福祉協議会事務局長	
	名倉 豊	名張市民生委員児童委員協議会連合会副会長	(前任) 濱川 りり子
	東 明彦	一般社団法人名賀医師会会長	
	村田 省三	一般社団法人伊賀歯科医師会会長	
	藤田 盛久	三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園校長	
	大西 正人	名張商工会議所常議員雇用対策特別委員会委員長	
	松宮 秀樹	三重県伊賀保健所総務企画課長	
	樋口 孝之	伊賀公共職業安定所雇用指導官	
	前川 良文	名張市障害者アグリ雇用推進協議会副会長	
	上島 和久	名張市教育委員会教育長	
	川端 邦裕	三重交通株式会社伊賀営業所所長	(前任) 仲 範和
	山森 克彦	名張市身体障害者互助会副会長	
	村上 好生	名張市身体障害者互助会会計	(前任) 坂上 良孝
	治田 良子	社会福祉法人名張育成会地域活動支援センターひびき	
	森田 知容	名張市地域づくり代表者会議 (中央ゆめづくり協議会会長)	
	藤山 めぐみ	名張市身体障害者互助会	

### 3. 名張市自立支援協議会（名張市共生地域デザイン会議）委員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	市川知恵子	社会福祉法人名張育成会	
副会長	杉本丈夫	社会福祉法人名張市社会福祉協議会	
	森 由佳	児童発達支援センターどれみ	
	大和智理	社会福祉法人名張育成会の一まらいふ暖	
	阪本由紀	医療法人（社団）寺田病院 相談支援事業所てらだ	
	安本久実 吉田 薫	社会福祉法人こもはら福祉会身体障害者支援施設はなの里	
	田端耕司	医療法人（社団）寺田病院 複合福祉施設てらだ	
	井上早織	特定非営利活動法人あぐりの社	
	田代憲博	ヘルパーステーション紫陽花	
	麻田禮好	三重県伊賀保健所	
	足立美華	三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園	
	西岡俊充	名張市教育委員会事務局学校教育室	
	樋口孝之	伊賀公共職業安定所	
	中島美佳	社会福祉法人名張育成会 伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ、圏域 就労支援部会長	
	榎本悠孝	皇學館大学	
	小川金一	名張市民生委員児童委員協議会連合会	(前任) 名倉 豊
	中野雅夫	名張市地域包括支援センター	
	上田紀子	子ども発達支援センター	
	村上好生	名張市身体障害者互助会	
	山本泰久	特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会	
	新田三重子	名張市精神障害者家族会なばるの会	
	池上祥二	圏域 暮らし部副部会長	





発行 ● 三重県名張市

編集 ● 福祉子ども部 障害福祉室

---

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

TEL 0595-63-7591 FAX 0595-63-4629

E-mail [shogai@city.nabari.mie.jp](mailto:shogai@city.nabari.mie.jp)

発行年月 令和2年4月



なばりのナッキー